
論 説

1875 年憲法的諸法律における大臣責任

——大臣の政治責任制の構造と動態——

三 上 佳 佑

序

第 1 章 憲法的諸法律成立の背景

第 1 節 政治的文脈

第 2 節 思想的文脈

第 2 章 1875 年 2 月 25 日憲法的法律第 6 条における若干の問題

第 1 節 大臣責任の「連帯性」と「個別性」の問題

第 2 節 第二院の倒閣権の問題

結

序

本稿の目的は、第三共和制の比較的初期の段階において、1875 年憲法的諸法律に基づく大臣責任制が如何にして形成・展開・確立したかを跡付けることにある。第三共和制初期の政治動態において、それまでの変動極まりない体制転換に終止符が打たれ、フランスにおける共和制統治が確立された。同時期における大臣責任制の形相を具体的に把握することで、フランス共和政体の統治構造、もとい議院内閣制の、19 世紀末期における新生面を、具体的な形で把握することが可能である。また、本稿の主題は、大革命以来の諸体制を縦断する、同国憲法史にとっての一般的関心事ともいえる。本稿の問題関心は、第三共和制において確立された大臣責任制が、同国の大臣責任制

の歴史的展開の中で有する位置づけを同定することにも置かれているのである。本稿の行論は、200 有余年のフランス大臣責任史から、僅々一頁を切り取るものであり、それ故、そこでの検討は、次の諸点に関して限定的である。

第一に、本稿の扱う主題である「大臣責任制」は、政治的な原理に基づくものであり、弾劾制的類型のものは捨象される。フランス大臣責任制は、歴史的に、政治的な責任原理に基づく大臣責任制と、法的・刑事的な責任原理に基づく大臣弾劾制の二本柱を建てつける形で形成・展開してきた。イギリス憲政史との顕著な相違は、同国では遅くとも 19 世紀初頭までには殆ど完全に克服された大臣弾劾制が、フランスにおいては、19 世紀中盤以降、周縁化を被りつつも、20 世紀まで保存された点に求められる¹⁾²⁾。第二に、1870 年 9 月の対独敗戦から 1875 年の憲法的諸法律が成立するまでの時期——第三共和制の「黎明期」——に関する行論は、1875 年憲法体制の成立背景を論じるのに必要な限りにおいて為される。ティエールという政治的パーソナリティによって性格づけられる同時期の政治動態は、そこでの統治権力組織化原理において、1852 年憲法体制にこそ近似しており、またそれ故にこそ、「過渡期的な」性格を有している。かような性格づけに関する議論は、1875 年憲法体制成立以降の「初期」第三共和制の文脈とは切り離れた形で、個別的な形で、詳細に為される必要がある。第三に、本稿では、第三共和制の政治動態において、後年常態化するに至った大臣責任制形骸化の消息に関して、検討対象から捨象する。第三共和制の議院内閣制は、後年、事実上の会議政体に変質したと見てよいが、かような消息は、自律的な大臣衆による統治を論理的前提に置く大臣責任制が形骸化したことと軸を一にする。しかし、かような問題はそれとして独立した論稿による集中的考察を要する重大問題である。本稿はさしあたり、フランスにおける共和政体確立期における権力組織化の過程で、その具体的一方途として採用された大臣責任制が、権力－責任システムの如何なる規範形態として構築されたかを分析することに充てられる。

条文総数 34 を数えるに過ぎない 1875 年憲法的諸法律の全貌からして、同

憲法体制が当初規定した統治機構像も、簡素な素描に過ぎない。そこで、本稿は、まず第1章において、制憲過程を政治・思想の両文脈から分析し、議会・大統領・大臣のトリアーデが如何なる形で構想されていたかを確認する。1875年憲法的諸法律が、王党派、共和派、その他諸派の角逐と妥協の上で成立したものである以上、一枚岩的な制憲者意思を同定することは難しい。しかし、そうであるにせよ、制憲過程へのアプローチは重要な意義を持つであろう。そして、続く第2章において、1875年2月25日憲法的法律第6条に示された大臣責任制原理の規範的含意について検討する。同条の規定はごく簡素なものであるが、しかし、それは、「議院内閣制を特徴づける執行府と立法府間の活発な関係」を前提とする大臣の政治責任原理を「明示的に定め」るものとして理解されている³⁾。第2章では、かかる大臣の政治責任システム＝議院内閣制的類型における執行権責任システムの具体的内容・射程に関する、同時代的な理解の水準を同定することが企図される。

第1章 憲法的諸法律成立の背景

第1節 政治的文脈

1870年から1875年にかけての第三共和制は大統領責任によって大臣責任が回収される、第二共和制以来のパラダイムに規定されていたが、しかし、この時期においてフランス共和政体は、大臣責任の問題に関して、議院内閣制的な解法を創始した。すなわち、政府責任と結合された共和国大統領無答責原則である。かようなシステムは、ティエールという独任制権力——1848年以来の政治体制の性格的要素を象徴する——への反省、そして「王政待ち」の王党派特有の待機主義とが相俟って編み出されたものである。「君主なき立憲君主制が打ち立てられ」⁴⁾、同時に、歴代のフランス憲法の中で初めて、大臣の政治責任が明示的に憲法で規定された。それ故、フランス大臣責任制の歴史において第三共和制は格別の地位を占めるのである。以下、時系

列順に、1875年憲法制定までの過程を検討することとしよう。

1870年9月2日、スダンにおける皇帝ナポレオン3世の降伏の後、フランスには権力の空白が生じた⁵⁾。9月4日、パリにおいて「事実上の政府」として組織された国民防衛政府 le Gouvernement de la Défense nationale は、騒然たる状況下でボルドーに転出、翌1871年1月28日に対独休戦条約を締結した後、自身の権力の正統性を確立するため、以前より予告していた国民議会選出のための選挙を2月8日に行うに至った。新たに選出された国民議会は、ナポレオン3世の復帰による帝政への回帰という方針こそ明確に否定したものの、しかし、1871年2月17日の決議による「ボルドー協約 Pacte de Bordeaux」は、統治形態——君主制か共和制か——の問題に関しては棚上げにせざるを得なかった⁶⁾。国民議会の多数を占めていた王党派が正統王朝派とオルレアン派に分裂していたことで、統一戦線を張ることができなかった、というのが主たる理由である。実際、このときの国民議会は、体制の最もクリティカルな問題について回答する能力を欠くモザイク状の議会であった⁷⁾。そして、モザイク状の議会によってティエールという強力なパーソナリティが「フランス共和国行政長官」という独任制執行機関に就けられたことによって、1875年の憲法的諸法律成立までのフランス政治生活は、大統領制的展開を見せることとなった。七月王政以来の政治キャリアを持つティエールには人望があり、26の県において200万票以上を得て当選した彼には、プレビシットの正統性が付与されたといつて差し支えない⁸⁾。果たして、選出者と被選出者との間には、国内の再結集と対外的安定が至上命題で、国論の分断を生じさせかねないイシューの提起は何であれ——統治形態の最終決定も無論そこに含まれる——回避するべきという思惑が共有されていた⁹⁾。

かようにして開始された1875年憲法的諸法律成立に至るまでの過渡期的体制は、それが過渡期的なものである限りにおいて、その統治機構構想においても革新性に乏しい。1871年2月17日の決議によって、共和国行政長官は「国民議会の権威の下で、自身が選出し総理する諸大臣の協働を以て、そ

の職務を行使する。』¹⁰⁾と規定されていたが、これは第二共和制の国家元首有責性を踏襲する執行権責任の論理に他ならない。少なくとも、1875年憲法的諸法律の成立に先立つこの時点においては、国家元首の無答責任は、彼が君主的類型の場合に限られるとの理解が支配的であったといえる。帝政を否定し、ルイ=ナポレオン個人権力体制という挿入句の前の段階に遡った政治アクターの構想が、第二共和制以来の執行権責任観の延長線上に位置づけられうる限りにおいて¹¹⁾、共和国行政長官を議会に対して有責の存在として位置づける制度構築は、執行権を議会の手綱に繋ぎ留めておこうとする思惑の顕れとして理解することができよう。他方で、同決議は、執行権内部の責任システムについて特に敷衍しておらず、大臣責任制については沈黙していた。同決議のかような沈黙にもかかわらず、バステイドやマシュロンによれば、大臣衆の対議会責任原則の存在が推定されるという¹²⁾。しかし、ここでは、エスマンが執行権の内部責任構造について、定義風に「議院内閣制的類型の責任 la responsabilité parlementaire は執行権の保持者 le titulaire du pouvoir exécutif とその大臣たちに、同時に宿ることはできない。現実においては、一方が他方を排除するのである。ここにおいて、必然的に優越するのは共和国大統領の責任である。共和国大統領の責任は大臣責任を回収してしまう。大臣責任が固有の価値を以て現象することは全く不可能である。』¹³⁾と指摘している通りの動態が卓越的であった。政体の如何にかかわらず、国家元首有責制と大臣責任制の結合は「空想的」であった¹⁴⁾。

実際、1871年から1873年にかけてのフランス共和国の政治動態において、共和国行政長官ティエールは大臣衆の責任と権力を全て回収して勝ち誇っていた。後を襲ったマクマオン元帥とは異なり、長く豊かな政治キャリアと能力・名声を勝ち得た並外れたパーソナリティが、責任と権力を結合させる独任制執行機関「共和国行政長官」——事実上の共和国大統領——として所を得ていたという事実は、重要である。「ティエールの押しの強い人柄は、議会をして周章狼狽させていた。対外的な知名度は強みであり、多方面に能力を示していたことも確実であったし、比類のない討論の才能によって

武装されていた。このようなティエールは、憲法制定議会に対して自身の経験の力と権威とを押し付けていた。政府の法的地位が弱々しいものであったのは事実だったが、それと同時に、彼の個人的名声は万事決定的に通用していたのである。ティエールは自身がなくてはならない存在であると考えており、要するに、彼は、いつ何時であっても辞職するという脅しをかける用意ができていたのである。何故なら、自分の代わりを務める者などいない、ということを経験して承知していたからである。』¹⁵⁾ バスティドがかように活写する権力の状況は、政治的多数派として議会で席を占める王党派にとっては、苦々しいジレンマを構成していたであろう。本来、執行権をして議会の手綱に繋ぎ留めおくことを目的としていた共和国行政長官の対議会有責制が、大臣衆の責任と権力を回収することで、ティエールの強権化とスタンドプレーを許すこととなったからである。また、ティエールをして議会の公吏たらしめるべき彼の政治責任が、彼の個人的政策を実現するための政治的権力の源泉となっていたからである¹⁶⁾。そして、それでいて、動揺するフランス国家は彼の政治的能力に頼らざるを得なかったからである。無論、王党派は、かような状況にただ無為無策であった訳ではない。彼らにとっての執行権なるものは、自らが目指す政体樹立の暁まで、取り敢えず内外におけるフランスの国家的安定・権益を繋ぎ留めるための手段に過ぎない。それ故、その必要以上の強大化は望ましくない。そこで彼らは、ティエールのカリスマ性を有用なものとしてこれに頼りつつ、有責・有権の政治アクターを増やすことで、ティエールの権力を「相対化」させるという方途に出た。彼らは、「行政権の長はフランス共和国大統領という称号を持つことを定める」1871年8月31日法律を採択し、執行府の二重の責任の原則を提示した¹⁷⁾。同法律では、一方では、ティエールが共和国大統領の資格において負うところの責任が共和制の論理に従って再確認されており¹⁸⁾、他方では、大臣の政治責任が明示的に規定されることとなった¹⁹⁾。とはいえ、同法律採択後も、ティエールは依然として国民議会議員であり、議席の保持＝議会への出席権は彼の権勢の強固な支えとなった。ティエールは、大臣の仲介を必要とすること

もなく、自身の政見を披瀝・弁明することができたのである。そこで、議会多数派は、1871年8月31日法律におけるこの抜け穴を塞ぐべく、「二年を要して、国民議会は彼の権限を削減し、彼がその才能によって支配する議会審議への参加権を制限」することとなった²⁰⁾。「公権力の諸権限と大臣責任の諸条件について規律するための」1873年3月13日法律は²¹⁾、大臣質問は最早共和国大統領に対してではなく、大臣に対して送付されることと規定し²²⁾、共和国大統領は大臣によって読み上げられる教書を介してでなければ、国民議会と連絡交通できないものと規定した²³⁾。しかし、この方途もティエールの個人的権力の棘抜きには不十分であった。同法律は依然として共和国大統領有責原則を維持していたからである。1873年のフランスは、共和政体に対して議院内閣制という統治機構——国家元首無答責原則と大臣責任制の組み合わせ——を全き形で適用する最終解法に未だ至ることはできなかったのである。技術突破は2年後に持ち越された。結局、ティエール個人権力体制は、個人的権力の源泉を個人的責任に求めるその本性故に自壊する。1873年5月19日、ティエールは統治の共和制的形態を規定するための法案を付託した²⁴⁾。七月王政以来の彼の身の振り方からティエールを有用と考えていた王党派は迅速に応答した。ティエールによる法案付託に対して、オルレアニストのブロイ公は、内閣に対する大臣質問を国民議会に提出²⁵⁾、審議の後、法案は否決された。5月24日、国家元首の座はティエールからマクマオン元帥に移った²⁶⁾。

1875年憲法的諸法律成立に向けての具体的な動きが生じるのは、かような政治劇からのことである。元帥擁立の後、いよいよ王政復古に向けて気焰を上げる王党派国民議会は、1873年11月20日法律を採択し、執行権は7年の任期でマクマオン元帥に委任される、とした²⁷⁾。同法律は、加えて、憲法的法律案起草に関わる30人委員会の組織も規定していたから、持続的な体制の構築に向けて王党派国民議会が本腰を入れ始めたことを示している²⁸⁾。果たして、制憲準備のための30人委員会が構成されたが、その顔ぶれは大方強固なレジティミストである²⁹⁾。1874年5月、ブロイ内閣は国民議会に対

して上院 Grand Conseil の組織に関する法律案を提出したが³⁰⁾、法案提出の翌日に内閣は退陣した。1 カ月後、カジミール＝ペリエは国民議会に対して修正案 amendement を提出し、30 人委員会に対して、1873 年 3 月にティエールが付託した法律案に対する再考を促した³¹⁾。しかし、この修正案は体制が共和政体であることを前提としており、7 月 23 日に圧倒的多数で否決された³²⁾。明けて 1875 年 1 月に、30 人委員会は国論の分断を回避するべく、憲法的法律案としてではなく、単なる 7 年任期法の修正として、最終案を提出した³³⁾。同修正は、1875 年 2 月 25 日法律第 6 条に繋がる一つの技術突破を記録していた。修正法案第 2 条は「(共和国大統領は) 国家反逆罪の場合にしか責任を負わない。——大臣は政府の一般政策について両院に対して連帯して責任を負い、個人的行為については個人で責任を負う。」³⁴⁾として、国家元首の原則的無答責と政府の政策に関する大臣衆の連帯的責任——つまり政治責任——の組み合わせが明確な形で姿を現したのである。同修正案において、共和政体の枠組みの中に議院内閣制的構造を適用するフランス初めての統治制度構想が示され、実効的に運用可能な大臣責任制の青写真が示されたのであった。後述の通り、この「ついに発見された解法」へのヒントは、自由帝政下のイデオログによって、幾度となくほめかされていた。とはいえ、30 人委員会が、「共和政体と国家元首無答責原理の両立」および「大臣の政治責任原理の憲法編入」という革新的解法を、必ずしも理論的確信に基づいて導き出した訳ではないことも事実である。事柄は何よりも情動的な関心に規定されており、同委員会は議会多数派の説得のために、王政復古のためにはマクマオン元帥の「持続的な権力」が必要であるという点を強調していた³⁵⁾。君主以外の国家元首に無答責性を認めるというイレギュラーな制度設計は、取り敢えず王政復古の中継ぎとしてマクマオン元帥の「7 年任期」だけは保証してやらなければ元も子もないという思惑に出たものであり、この点、終局的には王政復古に到達するために、「その場しのぎで暫定的体制を引き伸ばし」「マクマオン元帥に共和国大統領の肩書は与えつつ実権は与えない」という 1873 年 11 月 20 日法律の待機主義的精神³⁶⁾の完全な延長線

上にあった。王党派連が、1873年11月20日法律という弥縫策に、再び弥縫策を重ねざるを得なかったことが象徴している通り、ティエール辞任後の王党派内部での対立・分裂は深甚であった。レジティミスト領袖のシャンボール伯の非妥協的な態度もあり、レジティミストとオルレアニストの連立する王政復古は、少なくとも短期的には非現実的であった。したがって、1875年1月の30人委員会修正案は、派閥間での妥協に妥協を重ねた文書に他ならず、非妥協的な各派閥が受け入れ可能な最大公約数的な制度構想でしかなかった。プロトモデルのかような性質故に、第三共和制憲法の統治諸制度は規律密度が低く、憲法の余白を如何に埋めるかという解釈対立を包含し、実際の運用による憲法現象の大きな振幅が伏在することとなったのである³⁷⁾。30人委員会によって提出された法案への審議の際に、ラブレー Laboulaye は委員会による法文を補完するための修正案を提出した³⁸⁾。数カ月前にカジミール=ペリエによって提出された修正案と目的を同じくしていたラブレー提出の修正案は³⁹⁾、カジミール=ペリエ提出修正案と同じく否決された⁴⁰⁾。ラブレー提出修正案否決の後、新たな修正案の試みがなされ、ついに成功した。これが著名なヴァロン修正 amendement Wallon であり⁴¹⁾、体制の共和制的形態が決定された⁴²⁾。次いで幾つかの修正案が提出され、それらの審議は1875年の三つの憲法的法律の採択へと貫徹したのであった。

さて、記録が示す限りでは、この時期における議会審議は、必ずしも大臣責任制への自覚的集中を見せていない。1875年憲法的諸法律の成立過程において、大臣責任制に関わる規定は円滑に採択にまで至っているが⁴³⁾、第2章で後述する通り、新憲法は大臣責任制-議院内閣制の根幹に関わる複数の重要問題に関する規律を欠落させていたのであるから、「公権力の組織に関する」と銘打たれていた憲法的法律の制憲過程には、明らかに議論不十分のきらいがあった。自覚的議論の不徹底な制憲過程は、『共和制』に立憲君主制の制度を結合するという『革新』⁴⁴⁾を成し遂げながら、そこでの大臣責任制の具体的な按配、特に権力-責任に関する執行権内部構造、すなわち大臣の対大統領責任について、問わず語りにある種の「伝統」「慣習」に寄り

掛かることで、ややアンビヴァレントな様相を見せた。

執行権内部の権力構造について見れば、「大統領が無答責で、大統領のすべての行為に大臣の副署を必要とした点で……議会に対して政治責任を負う政府が大統領に対して副署を拒否すれば、大統領の活動は停止する可能性があ」⁴⁵⁾るシステムを採用した点で、「君主のそれに匹敵するほど強大」⁴⁶⁾な大統領の権力は、当初より執行権内部において一定の相対化が予期できる形で按配されている。大臣副署制を梃子とする執行権の内部的権力構造のかようなデザインの自覚性は、近接する 1848 年憲法第 67 条が「共和国大統領の行為は、大臣の任免の行為を除いては、大臣による副署がない限り効力を持たない」と規定していた点に鑑みると、明白であろう。他方で、大統領が大臣の任「免」権を有するか否かについては、憲法的法律は明文での規定を置いていない。この点、「憲法は大臣の任免権を定めていないが、大統領は『すべての官職を任命する』（2月25日法第3条）ことから、大臣の任命権をもち、よって罷免もできると考えられた」⁴⁷⁾と見るのが通説的な理解である。この点、後述する第二院の倒閣権の問題とは異なり、エスマンからデュギに至る主要学説は大統領の文武官任命権を根拠として、大臣の対大統領責任に対して肯定的な形で見解の一致を見ている⁴⁸⁾。制憲過程において特段批判的検討の対象とはならなかったかかる責任原理はこの問題に対しては、第三共和制初期の政治動態においても、肯定的な解答が定着した。1876年5月17日のジュール・シモン内閣の総辞職、すなわち著名な「セーズ・メ」事件は、代議院による信任が再確認された直後に、内閣が対大統領責任を優先させた顕著な実例に他ならない。同事件は、大統領マクマオン元帥による政府政策への反対と内閣総辞職を求める 1877年5月16日付の書簡を、ジュール・シモンが受け入れたことによって生じたものであった⁴⁹⁾。そして、ジュール・シモン宛の大統領からの書簡には大臣による副署が為されていなかったが、この点につき、1875年2月25日法律第3条第6項⁵⁰⁾に関する問題は特段生じていない点に注意が必要である。結局、制憲者意思は、1791年9月憲法以来、国家元首が設置された場合、フランスの憲法は例外なく大臣の任免権を

彼に付与してきたという、憲法習律 *coutume constitutionnel* に大臣衆の対大統領責任の根拠を見出す態度を取っていたものと評価されざるを得ないであろう⁵¹⁾。学説も、大臣の副署原則が大臣の対大統領責任をマヒさせる可能性については、凡そ想定し難い事柄であるとして、重要性を認めていないようである⁵²⁾。

共和制と君主制の間での綱引き、次いで共和制と君主制の差異の相対化に心を捕われがちな制憲者意思によって、大臣責任制の構造は実際の政治動態に補完を委ねることとなる欠缺を包蔵することとなった。大臣の対大統領責任のように、理論上も実務上も深刻な対立を生まなかった事柄については格別、「大臣責任」概念における個別性と連帯性の問題、更には大臣の対議会責任の射程、すなわち第二院の倒閣権の問題に関しては、実務上、理論上、深刻な困難と対立を生成することとなった憲法制度上の欠缺であった。後者の重大問題に関しては、章を改めたうえで、実務動態と理論状況を総合的に観察することにより、問題の構造を顕在化させることとし、次節においては、1875年憲法体制における大臣責任制の形成に裨益するところが大きかったと考えられる政治的・憲法的思惟を検討の俎上に載せる。ここで本稿の行論は、同時代の卓越した政治思想が、時代の憲法構想にとっての指導的精神として、革新的な大臣責任システムを生成した政治過程の中で有した影響力を考察することを目的とする。

第2節 思想的文脈

第二帝政から第三共和制への移行期において、フランス政治生活が、共和制と議院内閣制の異色の結合という技術突破を達成した背景として、プレヴォ・パラドル L.-A. Prévost-Paradol の『新しきフランス *La France nouvelle*』、そしてブロイ公——ヴィクトール・ド・ブロイ *Victoir de Broglie* ——の『フランスにおける統治の展望 *Vues sur le Gouvernement de la France*』による思想的貢献の重要性が指摘される⁵³⁾。フランス学士院——道徳学・政治学アカデ

ミーに陣取る彼らの「政治的穩健主義」が「君主制と民主制の憲法的妥協」すなわち第三共和制憲法の成立に大きな影響を与えた、とされるのである⁵⁴⁾。本節では、まずプレヴォ・パラルド、次いでブロイ公ヴィクトール・ブロイの執行権責任論を、上述の主要著書に徴して、それぞれ順を追って瞥見し、両者の執行権責任論が、共和制と議院内閣制を結合させた政治－制度動態に与えた影響を考察したい。

プレヴォ・パラルドの『新しきフランス』は、第二帝政末期の1868年に出された穩健なりベラリストによる国家改革案である。著者は、序文において、「裁判所の判決によって、ある著作を発行禁止にすることができる」と主張することは、教養ある公衆がその著作について知りたいという気持ちを少しでも持つ限りにおいて、子ども染みた幻想でしかない。』⁵⁵⁾と喝破、出版弾圧に対する強烈な異議申立てを行つたうえで、「自由な国民 libre nation」の創出とフランスの国家改革案を示すことを同書の目的であるとしている⁵⁶⁾。個人的自由尊重の精神に嚮導された同書が、第二帝政末期の自由主義的・議會主義的雰囲気の中で、大ブルジョワの自由主義的利益を体現、ボナパルティスムへのアンチテーゼとしてのオルレアニストの教説として位置づけられることは明らかである⁵⁷⁾。本稿の問題関心にとって特に興味ある省察は、第5章「内閣および大臣責任について」において集中的に行論されている。

さて、そこでの行論は、第3章と第4章における議會制論に示されるアングロマニーを下敷きとして、国家改革論の全体構造の中で大臣責任制にひととき重要な地位を与えていることは疑いない⁵⁸⁾。この点については、コンスタン、シャトーブリアンと続くフランス政論家の系譜に連なるものである。これに対して、プレヴォ・パラルドの理論の新奇性は、共和制の枠内で大臣責任制を国家元首無答責原則と並置させる形で論じたところにあり、エスマンに先立って⁵⁹⁾、実効的な大臣責任制の条件として、国家元首無答責原則を強調した点にある。プレヴォ・パラルドに先立つコンスタンやシャトーブリアンの言説も国家元首無答責原則と大臣責任制の並置があるべき統治機構像として論じられていることは周知であるが、しかし、彼らにとっての国家元

首無答責原則は、そこでの国家元首が君主制的類型のそれであることを大前提として、国王無答責という強固な伝統に則って当然のこととして説かれていたに過ぎないし、彼らの同時代人ロワイエ=コラルールやギゾーにあっては⁶⁰⁾、国王無答責と大臣責任制が当然の制度的前提とされながら、極めて能動的な君主像が想定されていた。かような文脈に鑑みると、フランス近代憲法理論としての大臣責任制を準備した者として、プレヴォ・パドドルが有する地位は格別のものと言えるであろう。それは同時に、『新しきフランス』という理論を生み出した第二帝政末期が有する真の過渡期的性格を示唆するものでもあろう。プレヴォ・パドドルが構想する新たな執行権責任の構造は、1848年・1852年の憲法構造と第二帝政の政治動態から得られた経験知として理解することが可能なのである。彼はまず、世襲制と有責性は論理矛盾であると繰り返し述べて、君主制的類型の国家元首と有責原則との絶対的不両立を強調する⁶¹⁾。君主無答責原則はフランス憲政史上も、比較君主制の次元においても、伝統的な事柄であるから格別の問題はない⁶²⁾。問題は、共和制的類型の国家元首と有責性の両立可能性如何の問題であり、彼においては、この問題は論理的次元のものではなく、飽くまでも経験知の問題として説かれる。彼は次のように説く。「人は、責任が権力と釣り合ったものであり、そうであることが公正であると考えるが、このように考えることによって危険を冒すこととなるのである。責任と権力が釣り合うという取り決めを前提として、大統領が自身の権力を拡大するために、絶えず自身の責任に訴えるという危険を冒すことになるのである。」⁶³⁾ 彼が、独任制執行機関の有責性について、「かかる責任が現実において適用不能であることは明白である。それ故、この責任は一つのフィクションとしてしか理解することができない。すなわち、絶対的権力に対して、ある種の保証 *garantie* の粉飾を施すことで、公平性の影を被せることを宿命づけられた、一つのフィクションである。」と喝破するとき、彼における政治責任理解が、主体の権力性を覆い隠す外皮としての作用に着目した、責任概念のイデオロギー批判の形を採って為されているのは明らかである。かような政治責任論は、フランス憲政史

上、画期的なものであった。それまでの伝統的な理解においては、「責任」という原理は何よりもその主体に対する掣肘的側面との連関性において捉えられてきたのであり、「権力性」との連関を強調する意識は希薄だったからである。例えば、第二共和制憲法の制憲過程が共和国大統領有責原則を強調した目的は、飽くまでも独任制執行機関の権力を掣肘することにあった⁶⁴⁾。対して、周知の通り、「強い行政府」に対する伝統的不信感、および行政府を強力ならしめるための「責任」を擬制しうる種々の装置（人民投票、大統領公選制と下院解散制度の組み合わせ）に対する伝統的警戒感の淵源がボナパルティスムの経験に求められることが、今日に至るまで夙に指摘されている⁶⁵⁾。

確かに、プレヴォ・パラドルは、体制批判的なトーンが鈍く、「大衆的雄弁家たるよりもむしろサロンの知識人」であり、ガンベッタあるいはロシュフォールといった体制批判者によって急進化する第二帝政末期の政治生活の中では相対的に時代遅れの存在となっていたとさえ指摘されている⁶⁶⁾。共和制における国家元首無答責原則の不都合を強調する行論においても、具体例として用いられているのは他国の——アメリカ合衆国の——事例である。しかし、彼の「大統領の責任に関する善き法は、したがって、生まれたばかりの共和国の体制にとっては喫緊かつ不可欠のものである。しかし、かかる法を実施するのは難しい。なぜならば、責任の内、大統領に課せられる特別の種類のもと、内閣に課せられるより一般的な種類のもとを正確に、そしてとりわけ明確な形で区別することは難しいからである。」との指摘は、建国後90年を経ていたアメリカ合衆国に関する省察としてよりも、20年前に国家元首有責原則——「大統領の責任に関する善き法」——を当然のものとして採用する大統領制共和国として始まり、かかる「善き法」の困難さ・不都合により、不自由な統治、すなわち帝政へと転化した、自国の第二帝政に関する省察としてこそ、より素直に理解することができると思われる。そして、かような「経験知」に基づく彼の自由主義的国家論が同時代人に与えた影響は非常に広汎なものであったことが推測される⁶⁷⁾。

さて、第二帝政から第三共和制への移行期におけるプレヴォ・パラドルの思

想的貢献の重要さに対して、他方で、ブロイ公の占める地位も重要である⁶⁸⁾。第三共和制の統治構造の内、国家元首の位置づけ・権限に関しては、ブロイ公による構想との近似性が古くから指摘されていた⁶⁹⁾。彼のかような思想的貢献は、プレヴォ・パラドルの『新しきフランス』に匹敵する、第二帝政末期自由主義の思想的遺産、『フランスにおける統治の展望 *Vues sur le Gouvernement de la France*』⁷⁰⁾において集中的に為されている。

『展望』の中で、ブロイ公は、共和国大統領がその任期中、そして任期の満了後であっても、原則として無答責であることが望ましいと述べている。ただし、その無答責性は君主無答責原則における不可侵性ほど絶対的なものではなく、例外として、「篡奪の試み *tentative d'usurpation*」⁷¹⁾——つまり軍事力を用いてするクーデタの試みなど——に対しては、罷免のサンクションが与えられるべきであると説いている⁷²⁾。このような大統領の地位は、後の1875年2月25日法律第6条のそれと全く同様のものである。そして、共和国大統領が原則的に無答責とされる以上、彼に代わって、大臣の責任によって執行権の責任が裏書されなくてはならない。この点に関し、ブロイ公は、「連帯して、そして銘々に、責任を負うところの彼の大臣は、その行政における全ての行為に関して、場合によっては、下院によって元老院に訴追される。そして元老院は、丁度イギリスにおけるように、瀆職罪のみを宣告し、革命暦3年憲法あるいは1848年憲法の規定するように組織された高等院において罷免された大臣を更迭する。」⁷³⁾と主張している。つまり、彼の考える大臣責任のシステムは、明らかにイギリス流の大臣弾劾制のモデルに従っており、それまでのフランス憲法が採用してきた大臣責任の基本態様を踏襲したものである。彼のかような統治制度構想は、自身が閣僚評議会議長を務めた七月王政下のシステムを謄写したものであると言えよう⁷⁴⁾。かように、彼における「展望」とは、体制をボナパルティスム以前に「復帰」させることに主眼が置かれており、弾劾的責任観の前景化とも相俟って、彼の制度構想は濃密な保守性を免れえない。プレヴォ・パラドルが、議会政治における大臣責任制の本質的サンクションは、大臣弾劾制における訴追よりも

むしろ「有責であると同時に同質的な」⁷⁵⁾内閣の交代にあるとし、政治責任原理に基づく大臣責任制を強調していた点を考え合わせると⁷⁶⁾、ブロイ公の思想は明らかに後進的である。とはいえ、七月王政期の憲政が、政治責任原理に基づく大臣責任制によって運行される議院内閣制の動態を——如何にそれが不安定なものであったとしても⁷⁷⁾——萌芽的な形で示していた点を考えると⁷⁸⁾、外形的には弾劾的責任観に基づく大臣責任制を主張しつつ、その実質が濃密に帯びることとなるであろう政治的コンテクションにブロイ公が無自覚であったということもいささか考え辛い。『展望』における国家元首観は、大臣衆に支えられた、相当程度に能動的なものであり⁷⁹⁾、それ故、副署制度を介して大臣衆へと下方転移される執行権責任のメカニズムは——刑事責任原理に基づく限り、そこでの責任は原理的には他者行為に関する責任としては観念し難いから⁸⁰⁾——政治的性質を極めて色濃くすることとなるであろう。確かに、ブロイ公の眼差しは明らかに保守的なものではあったが、しかし、「それでもやはり彼は、議会制を以て共和制と両立可能なものと診ていたのである。これは、その当時においてはかなり大胆なことであった」⁸¹⁾と評される通り、かような「大胆さ」が1875年の統治制度上の技術突破を準備したとされているのも事実である。

しかし、制憲過程の実際を記録から繙けば、指導的政治アクターにあっても、議会制と共和制の結合という「大胆さ」は必ずしも十分に共有されていなかったようである。『展望』の著者であるブロイ公——ヴィクトール・ド・ブロイ（1785～1870）——の子息であり、1875年憲法的諸法律成立に前後して二度、首相を務めたブロイ公——アルベール・ド・ブロイ（1821～1901）——は、1873年2月21日の議会演説において、父よりも後進的な執行権責任観を披瀝している。「立憲君主制においては、国家元首は不可侵である。彼の政府の責任は彼に至るまで遡ることは決してありえない」が、しかし「共和制における公選の国家元首は有責である。その理由は、共和制の原理それ自体にある。」⁸²⁾と語るアルベール・ド・ブロイにとって、国家元首の有責性如何の問題は、君主制と共和制を分かち原理的な分水嶺に他ならなかった。彼のか

ような原理主義的理解は、マクマオン元帥の7年任期法、すなわち1873年11月20日法律の審議過程においても維持されていた（そして、結局、同法律も執行府の二重責任原則を存置している）⁸³⁾。しかし、1873年2月21日の議会演説は、雄弁家ティエールを議会審議から締め出すことを目的とする1873年3月13日法律の審議過程において為されたものであり、ブロイ公はその場で、「……共和国大統領が議会の討論に姿を現してから、彼は議論の中で第一人者であり、政策を表明する殆どただ一人の人物であった。大臣たちは共和国大統領の背後に隠れてしまい、彼らの責任は共和国大統領の責任によって覆い被せられてしまい、最早名目的存在に過ぎなくなってしまった。」⁸⁴⁾と指摘していた。大臣責任制を有効ならしめるための国家元首無答責制の実際の必要を感じつつも、国家元首有責原理という共和制の原理的理解に捕われる政治的大立者の言説から、憲政史的な一大過渡期の桎梏が顕在化している様相を看取することは容易である。ボナパルティズムとティエール個人権力の経験を経て、持続可能な統治形態をフランスにもたらしめるために共和制と立憲君主制の和解という技術突破が必要であることは、最早否定し難かった。プレヴォ・パラドルとブロイ公の思想を現実政治に適用する必要性は、政治動態において確かに感覚されていた。

マルセル・モラビトの憲政史研究は⁸⁵⁾、1875年憲法的諸法律における「妥協のオリジナリティ *l'originalité du compromis*」を強調する必要性を指摘し、「立憲君主制を性格づけるメカニズムが統治の共和的形態と、初めて結合されることとなった」同憲法的諸法律という「アマルガム」を、1875年憲法の「精神的父親 *les pères spirituels*」と考えることのできる「第二帝政下の自由主義学派」の教説、とりわけヴィクトール・ド・ブロイとプレヴォ・パラドルの教説からの知的延長線上に位置づけている。事実、1875年の憲法的諸法律の執行権は、両人の構想に沿う形で設計されている。公権力の組織に関する1875年2月25日法律の冒頭2カ条によって、執行権は共和国大統領に、そして、立法権は両院、すなわち代議院と元老院に、それぞれ付与されることとなった⁸⁶⁾。第三共和制憲法は、国家元首に対して広汎・強力な

権限を付与しており、彼は両院と法律発案権を共有し、法律の公布権を有し⁸⁷⁾、両院に対する招集・延会の権限を有してもいる⁸⁸⁾。ブロイ公の『展望』は、大衆に支えられた国家元首のある程度の能動性を構想していたが⁸⁹⁾、実際、1875年憲法的諸法律の制度設計はその線に沿っている。他方で、実のある大臣責任制の前提条件としては、国家元首の能動性をある程度制限することが肝要である。1873年3月13日法律と同様に、1875年7月16日憲法的法律第6条は両院における共和国大統領の直接的意見表明を禁じ、大臣を介しての教書送付権のみを享受している⁹⁰⁾。ジョゼフ＝バルテルミイとデュエズは、「制憲者たちは憲法起草にあたって次のことに専心していた。すなわち、国家元首の指名方式を変更し、議長席を以て玉座に代えるのに十分な憲法を起草することである。」⁹¹⁾と、指摘している。確かに、立法拒否権の不在、上院の同意を停止条件とする下院解散権⁹²⁾という二つの重大な相違点はあるものの、正にヴィクトール・ド・ブロイが生きた立憲君主制下の国王特権が民主的性格の国家元首に付与されることとなったのである。正しく、『展望』の思想的後進性は、共和制を受け入れざるを得なくなった保守的精神の待避所である。

1814年、1830年の憲章と同様に、1875年の憲法的諸法律は、一方では普通選挙で選出される下院を置き⁹³⁾、他方では間接普通選挙で選出される上院を置くことで⁹⁴⁾、二院制の原則を維持した。注目すべきは1875年の制度設計上、「強い上院」が採用されたことである⁹⁵⁾。1875年2月24日憲法的法律第8条は、両院の合意のみを以て中断するところの法案の往復審議 navette のシステムによって立法過程における両院の完全な対等性を規定している⁹⁶⁾。憲法改正⁹⁷⁾、大臣責任追及権⁹⁸⁾の両側面で、1875年憲法は文面上、上下両院の対等性を謳っている。上下両院の組織・両院の対等性に関する制度構築の基本線は、プレヴォ・パラルドの制度構想をほぼ忠実になぞるものであった⁹⁹⁾。実際、第三共和制上下各院の議席数に至るまで、『新しきフランス』の構想に従ったものとなっている¹⁰⁰⁾。上下両院の対等性に関する彼の構想は、上院の倒閣権を明示的に否定している点で一見大きな例外を有する

ようにも見える¹⁰¹⁾。しかし、他方で彼は、内閣-下院関係に容喙しうる上院の地位を言を重ねて強調しており¹⁰²⁾、やはり彼の考える二院制は、実質的に対等なものである。彼は別の箇所でも、「両院の内、より一層直接的に国民を代表する方の一院が、政務の一般的指揮監督 *la conduite générale des affaires* について、優越的に振る舞う¹⁰³⁾」としつつも（ここでパラドルが、下院が「優越的に振る舞う」という事実命題を説くに留まり、「優越的に振る舞うべきである」という規範命題を説いている訳ではない点には、一応注意が必要であろう）、「秩序と自由の内に統治されることを望む諸国民に対して、立法権を分掌する二院の設置が推奨されることは、経験上正当にも見解の一致を見ているところである。」¹⁰⁴⁾として、上院設置の意義を敷衍することで両院制の効用を強調している。1875年憲法の採用した「強い上院」のシステム、すなわち、自身が解散される恐れがないにもかかわらず下院解散の過程に容喙することができる上院の存在は¹⁰⁵⁾、現実的には両院の対等性というよりは上院の優越を帰結させたものであり、理論的要請として理解される以上に、議会多数派を占める王党派議員に新憲法を受け容れさせるための政治的配慮として理解されている¹⁰⁶⁾。『新しきフランス』がその名の通り新生フランスの制憲過程において、理論的支柱を与えるバイブルとして果たした役割は否定できないであろうが、しかし、その教説は結局、抜き難い政治性を帯びることとなったのである。

1875年の制憲者は、強固な王党派が多数を占める議会に新体制を受け容れさせるため、大革命から第二共和制までの間における立憲君主制の統治制度を共和政体に移し替える形で新たな統治制度を按配した。情況的戦術の連続の中での政治的妥協によって性格づけられる1875年の制憲過程が、プレヴォ・パラドル、ブロイ公といった当代一流の理論的思惟によって強力に嚮導されたものとして、一面的に理解することは難しいであろう。しかし、七月王政末期の自由主義的教説は、その穏健さ故に支配的政治勢力に幅広く受け容れ可能なものであり、政治的利害に支配された現実政治動態の後景で、強力な思想的背景を構成していたのである。第二帝政末期の自由主義学派の

教説には、1848年以降のボナパルティスムへの自覚的反省と1848年以前の国制論との知的連続性が刻印されている。かかる刻印は、概ね1875年憲法体制が素描した国制像にも転写されていると見ることができるであろう。

第2章 1875年2月25日憲法的法律 第6条における若干の問題

第1節 大臣責任の「連帯性」と「個別性」の問題

1875年憲法が、議院内閣制に不可欠な要素としての大臣の政治責任をフランス憲政史上初めて明示した憲法であることは一般に認められているが¹⁰⁷⁾、その根拠は、公権力の組織に関する1875年2月25日法律第6条第1項の「大臣は政府の一般政策に関して両院に対し連帯して責任を負い、個人的行為に関しては個人的に責任を負う。」との規定に求められている。デュギは同規定を「大臣の政治的且つ連帯的な責任に明示的に言及する唯一のフランス憲法の規定である」¹⁰⁸⁾と性格づけ、エスマンも同規定が「明らかに政治責任を——政治責任のみを——指示するもの」であると認めている¹⁰⁹⁾。第6条第1項の責任原理は議院内閣制的類型に属するものと言えらるが、それは連帯的な原理に基づく大臣責任の追及主体が議会であることによる¹¹⁰⁾。バルテルミイとデュエズは、「連帯性は明らかに政治責任のためのみに存在しているものであり、民事責任あるいは刑事責任のために存在するもののではない。そこには、政府の構成員全員にとっての共通原則が存在するのであり、かかる共通原則によって政府の一般政策が打ち立てられるのである。この原則が実施されれば、構成員全員が連帯する。一般政策をかけたアクトが通らなければ、大臣全員が倒れる。」と指摘しており、エスマンは、「実際、政治責任は議会に対してこそ貫徹されるものであって、別の仕方で貫徹されるものではない。他方、政治責任は真に連帯的たりうる唯一の責任である。何故ならば、刑事責任は厳密な意味では連帯的たりえないからである。つま

り、人は自身が関与した行為についてのみ刑事的に有責であるとされるのであり、ただ単に自身が承認しただけの行為については何ら有責とはされず、ましてや、全く自身が関わっていない行為について有責とされないのは当然のことである。」¹¹¹⁾と指摘している。大臣衆の連帯的であるが故に政治的な責任が憲法制度上に規定されることによってフランスに議院内閣制が成立したこと——このことは諸学説が見解を同じくするところである¹¹²⁾。

したがって、第三共和制憲法によるフランス議院内閣制の成立においては、1875年2月25日法律第6条第1項の規定の存在および同条同項所定の大臣責任の「政治的」性格が決定的に重要な意味を持っており、そして、同条同項所定の大臣責任の「政治的」性格にとって、「連帯性」が本質的に重要な意味を持つことは明らかである。しかし、学説が、同規定における大臣責任が連帯性を有する議院内閣制的な類型の責任であることを一致して認めているところとは裏腹に、閣僚グループの「集団的で連帯的な」責任と、各大臣の「個人的な」責任とが、如何に区別されるかという点について、第6条第1項の規範的内実はやや曖昧であった。政治責任原理として組織された大臣責任制の中核部分に付き纏う曖昧性は、第三共和制における議院内閣制の運行に影を落としていた。1875年2月25日法律第6条は、ただ単に、大臣責任には連帯的なそれと個人的なそれとがあるとしか述べていない。そうである以上、両責任原理が如何に切り分けられるのかという問題は、学説と実務的な政治動態にとっての問題として取り置かれていた。政府の一般政策に関連し、集団的かつ連帯的な、「政府」の責任として理解される事柄と、任意の大臣の個人的な責任のみを惹起する各大臣の個別的責任事由との区別は如何にしてなされるか、という問題である。

第6条第1項の規定する連帯的な責任が問題となる責任として、学説は、責任の対象となる行為が、個別の大臣によってではなく、飽くまでも「政府」の行為として為された場合を想定しており、なかんずく「政府の一般政策」に関する責任は連帯的なものでなくてはならないと主張する。例えば「政府の一般政策」という観念について、ジョゼフ=バルテルミイとデュエ

ズは、そこで問題となっているのが「重大な行為」であるから、責任は必ず連帯的なものでなくてはならないとする¹¹³⁾。一般政策は合議体である内閣の閣議を通じて成立する内閣としての統一的意思として形成され、かかる一般政策決定行為はその影響が内閣全体に波及するという性質を持つから、当然に責任に対するサンクションの態様も、平仄を合わせて連帯的・集団的なものであるよう、1875年2月25日法律第6条は規範的に要請する、というのである¹¹⁴⁾。これに対して、第6条第1項が各大臣に関わる個別的なものとして規定している責任については、如何なる責任事由が想定されるか。学説は、合議体としての内閣の統一の行動に帰されない、任意の大臣の職務所掌領域、すなわち行政の細目に関わる領域について惹起されるところの責任が、大臣の個人的責任である、とする¹¹⁵⁾。学説による以上のような整理は、第6条第1項所定の大臣責任を、責任の原因となっている事由の二分論を基礎として、「集団的・連帯的な」大臣責任と「個人的・個別的な」大臣責任とを峻別するものである。しかし、政府の一般政策に属する行為と個人的行為との区別は、現実においては閣僚評議会議長の判断にかかっていたから¹¹⁶⁾、第6条第1項所定の両責任原理それぞれのメルクマールを責任事由に求める学説の基本的理解は、現実の有用性を大いに殺がれることとなる。この点、ジョゼフ＝バルテルミイとデュエズは、第6条第1項の責任原理の分節化に際して、結論としては、実体的観点を放棄して形式的定式化へと傾斜している。つまり、ある大臣責任が、「その行為が一般政策に関係せず、その行為が閣議において討議されず、閣僚評議会議長が信任問題を提起しない場合」¹¹⁷⁾、そこでの大臣責任は個人的・個別的なものであると理解するのである。ここでは、連帯的・集団的な大臣責任、つまり政府の責任は、専ら控除的な形で消極的に定義づけられるに過ぎない。

以上の学説状況に対して、実務上の運用は、大臣責任における連帯性・集団性と個別性の区別に関して、形式的観点の妥当性を確認している。現実の政治動態において、その時々の問題とされる大臣責任が、連帯的なそれとして現象するか個人的なそれとして現象するかという問題は、責任事由が政府

の一般政策に関わるか否かという事柄とは必ずしも連関していなかったのである。一方で、第三共和制フランスの政治動態は、各大臣の個別的な責任が、政府全体の責任の問題へとクローズ・アップされることで生じた倒閣事例を記録している。1890年3月の第二次ティラール Tirard 内閣総辞職は、フランス＝トルコ通商条約の期限満了に関する外相の責任問題が、政府全体の責任問題に波及した倒閣事例である¹¹⁸⁾。1930年2月17日の第一次タルデュール Tardieu 内閣総辞職は、病欠していた首相タルデュールに諮ることなく半ばゲリラ的に、蔵相アンリ・シェロン Henry Chéron が、代議院で審議中だった予算法律の一条項について、自らの信任問題を提出したことが原因であった¹¹⁹⁾。同内閣は代議院によって、予算法律のただ一条項のためだけに倒閣させられたのである。他方で、閣僚グループの連帯的責任の問題として、本来的には内閣総辞職が惹起されるべき局面が、個別大臣の辞職で収束した事例も記録されている。1926年12月16日のブリアン内閣蔵相ルシェール Louchet の辞任がそれである¹²⁰⁾。同蔵相の辞職は、財政改革案が代議院財政委員会で合意を得られなかったことを理由とするものであったが、当該財政改革案が政府の一般政策に関わっていたので、そこで問題とされるべきは、本来的には大臣の連帯的責任であるはずである。しかし、内閣に対する信任問題の提起は行われず、ブリアン内閣は続投している¹²¹⁾。

第6条第1項所定の大臣責任原理が、その連帯的性格と個別的性格を曖昧なままにしており、この二様の責任の峻別が不可能であることを認めつつ、そこに現実的不都合が明らかに存在する点を、デュギは明確に指摘している。「かような実態は必然的に不都合なものとなる。先ず以て、内閣が恒常的に信任問題を提出することによって両院の自由が損なわれてしまうということ。数ある内閣の中にはこのような誹りを受けなければならないものもあろう。また別の不都合が存在する。制度上の不明瞭性を奇貨として、内閣が信任問題について沈黙することで権力の座に居座り続けるということができてしまう。」¹²²⁾ 上掲の第一次タルデュール内閣総辞職、ブリアン内閣蔵相ルシェールの辞任劇に関して、デュギは格別「予言」をしていた訳ではなく、

両事例は第三共和制の政治生活にとって見慣れた風景の一部を構成していたに過ぎないのである。学説からの批判にもかかわらず、結局、第三共和制の政治生活は問題を解決することはなかった¹²³⁾。場当たりの大臣責任の運用が為されていた背景事情には、政党情況——組織政党の不在あるいは慢性的多党化傾向——をはじめとする複合的な要因が指摘可能である¹²⁴⁾。ただし、少なくとも憲法制度次元の問題としては、幾度なく実際上の必要を指摘されながら¹²⁵⁾、第三共和制が結局のところ「首相職の制度化」を成し遂げることができなかったという事情が、特に強力に作用していたはずである。

第2節 第二院の倒閣権の問題

前節に見たところの大臣責任の連帯性と個別性の異同を巡る問題に加えて、1875年2月25日法律第6条所定の大臣責任原理は、いま一つの重要な問題点を包含していた。それは、同条所定の大臣責任原理の射程を巡って生じた学説上の紛議である。大臣が「両院 les chambres に対して責任を負う」という同条の明快な規定にもかかわらず、大臣責任は専ら代議院に対してのみ負われるものであり、元老院に対して負われるものではないとする見解が、第三共和制期の公法学壇においては極めて有力に主張されていたのである。議会第二院の倒閣権に関して、第6条の一見明白な文面通りに——同上は「両院 chambres」と明記している——理解する立場も無論存在していたが^{126) 127)}、しかし、解散されることのない上院である元老院が倒閣権を有することに対しては強力な異論が存在し、更に英仏両国の憲政上の伝統を重視する立場からは、第6条第1項の「両院 chambres」規定は異質なものと映っていた。既に見た通り、第三共和制憲法がかようにも強力な地位を上院たる元老院に対して付与した理由は、王政待ちの待機主義を採る王党派に、体制の共和制的外枠を受け容れさせるための方便に求められる。その経緯が理論に依拠していようと情況に規定されていようと——これも既述の通り、上下両院の対等性に関するプレヴォ・パラドルの理論は、必ずしも一見明快なも

のではない——1875年2月25日法律第6条の「両院 *chambres*」という複数形を、筆の誤りと見ることは難しいであろう。にもかかわらず、とりわけ第三共和制前半期におけるフランス公法学壇にとって、第二院の倒閣権は、極めて重要な論争の主題であった。時本義昭が正当にも「元老院は第三共和制（憲法）を成立させた政治的妥協を可能にしたという意味で重要な制度であり、それにかかわる憲法運用は体制の将来を左右するといっても過言ではない」と指摘する通り、第二院の倒閣権は、第三共和制初頭におけるフランス公法学の誕生過程における、政治と法、政治過程と公法理論との距離（の近さ）を顕在化させる点で、示唆的な論点を形成しているのである¹²⁸）。なお、この重要な論点に関しては、我が国においても既に中村英教授による集中的な検討が為されており¹²⁹、本節の以下の行論も、重要な先行業績である中村論文に依拠するところは大きい。中村教授は、1875年2月25日憲法的法律第6条第1項に関する元老院の役割を「元老院の倒閣権」の存否という形で論じ、当代の学説を、第一に「上院による倒閣を否定する説」としてエスマン、第二に「上院による倒閣を肯定する説」としてデュギ、第三に「折衷説」としてオーリウ、という形で整理している¹³⁰）。本節では、学説の布置をより図式的に二つに分け、「倒閣権に関する上下両院の対等性」という形で整理し、この命題に対する否定説としてエスマン、バルテルミイ、オーリウら¹³¹）、肯定説としてデュギら¹³²）をそれぞれ配し、順を追って検討したい。倒閣権に関する上下両院の対等性を否定する論者は、元老院の倒閣権を否定する論拠として、あらかし「フランス憲政の伝統」「1875年憲法的諸法律の法文」「議院内閣制の機制における均衡性の保持」という三点を挙げている。

第一の論拠について、諸論者は、大革命以来の19世紀のフランス憲政は、執行府の政治責任は下院によってのみ追及されるという伝統を形成してきたと主張している。彼らが考える「伝統」は、制度上も思想上も、フランスにおいて強固に根づいたものである。彼らの依拠する制度的伝統とは、19世紀前半以来のフランス憲政が、憲章の上に重ねられた政治動態の中で育み

来たった、議院内閣制の生成・展開過程に他ならない。例えばオーリウは『大臣は両院に対して責任を負う。』しかし、既にこの言い回しの下で大臣責任が定義づけられていた復古王政下において、大臣たちは貴族院に対しては責任を負っていなかった。』¹³³⁾と指摘し、また、ジョゼフ＝バルテルミイも「復古王政下の貴族院も七月王政下の貴族院も倒閣は行わなかった。彼らは自分たちが英国上院の謄写されたものであり、英国上院はかような主張を決して行わないということを知っていたのである。1875年憲法は慣習法的なものである *La Constitution 1875 est coutumière*。1875年憲法はいくらかの言い回しにおいて議会制の伝統を確言しており、かかる言い回しは識者によって全く、伝統として認められている。同憲法の元老院に関する規定は……憲章を謄写したものである。もしも1875年憲法が第二院による倒閣ほどの重大な、いわゆる革新を行ったというのであれば、同憲法は明確にそれを示したはずである。ところが同憲法はかような明示を行っていない。』¹³⁴⁾と指摘している。エスマンは『大臣は両院に対して責任を負う』という言い回しは、フランス立憲君主制下の議院内閣制の性格描写のために復唱されてきた」としたうえで「かかる言い回しを以て、内閣の出処進退が代議院に対するのと同じように貴族院に依存するという風に理解されてきた消息はない。』¹³⁵⁾と断言している。確かに、このような制度的伝統は、思想上も受容されている。例えばブロイ公によって「強固に打ち立てられた元老院、選挙によって組織された元老院……かかる元老院は自身が下院と共有する諸権限によって、そして自身に固有の諸特権によって、強力な存在となる。かかる元老院に対して、直接普通選挙によって組織される下院は、私見では、その自然的影響力 *son ascendant naturel* を、濫用する危険を冒すことなく行使することができる。』¹³⁶⁾とされ、プレヴォ・パラルドによって「上院の権限は我が古の貴族院 *chambre des pairs* のそれと同じである。つまり、上院は下院と共同で立法権を行使し、法律発案権、大臣質問権、そして自由の議会を組織するためのその他全ての権限を享受する。しかし、上院は我々が下院に関して求める特別の権限、すなわち内閣の更迭に関する権限については付与されてい

ないのである。』¹³⁷⁾とされていた。両者の思惟が1875年の憲法的諸法律を準備する文脈の上に存在していたことは既に述べた通りである。

「憲政上の伝統」という第三共和制憲法に外在する第一の論拠に加えて、エスマンは、第二の論拠を第三共和制憲法その他箇所の規定に求めて、彼らは、同憲法が第二院の倒閣権を暗々裏に否定しているという立論を試みる。彼は、元老院の組織に関する1875年2月24日法律が元老院における大臣衆の集団的責任＝政府責任について何ら言及していない点を指摘している¹³⁸⁾。しかし、他方で、下院である代議院の倒閣権を明示的に認めた憲法規定も存在しない点で、この点に関するエスマンの主張は根拠に乏しいと指摘される¹³⁹⁾。上院には倒閣権を認めてこなかった憲政上の伝統を基礎に置く立場に鑑みれば、エスマンの主張は、伝統が認めていない権限を取って上院に認めるのであれば、特別の規定が必要であるとの謂いとして理解されるべきであろう。

第三番目の論拠は、元老院の不可解散制である。エスマンをはじめとする第三共和制公法学の主流派が、上院の倒閣権を否定した何よりの理由は、解散されることのない元老院に倒閣権を認めれば、議院内閣制における均衡が憂慮すべき程度に損なわれる、という点にあった。エスマンは「ある特定の顔触れからなる内閣を大統領に押し付けたい代議院と大統領との間で紛争となった場合、憲法は元老院に対してある種の仲裁者としての役割を与えている。この仲裁者が、国民への訴えかけの当否を決するのである。しかし、元老院が自ら倒閣権を行使するとなれば、話は別である。かような事態は承認できない。仲裁者としての元老院の役割は、自発的な倒閣者としての元老院という役回りを論理的かつ合理的に、排除する。別の言葉で言い表せば、訴訟の一方当事者となってしまうえば、裁判官ではいられまい、ということになる。』¹⁴⁰⁾と説き、ジョゼフ＝バルテルミイもまた「議会制に関する古典的学説においては、代議院で少数派に転落した内閣は、辞職するか代議院解散をするかの選択をすることができる、とされている。しかし、解散されることもなく、極めて長い任期を享受し、かなり以前の民意によって組織されている

議院に対して、倒閣を与えるということとなれば、その議院に対して専制的特権を付与することとなる。なぜならば、かかる専制的特権の行使に対して人民が裁定を下しうようになっていないからである。」¹⁴¹⁾と指摘する¹⁴²⁾。所論は、解散に服さない議会第二院に倒閣権が認められれば、それは議院内閣制における均衡を害して不合理であるし(エスマン)、民主政の観点からも決して正統性を認められない(バルテルミイ)とするのである。

以上のように元老院の倒閣権を否定する主流派公法学説に対して、元老院による倒閣権を肯定する論者の代表格が、デュギである。デュギは、あらまし、第一に、エスマンらの語る「憲政上の伝統」が、新たな共和政体の確立によって相対化したと主張し、第二に、元老院の組織に関する1875年2月24日法律に関する倒閣権否定論者の解釈に実質がないと批判し、第三に、倒閣権否定論者が危惧する議院内閣制における不均衡を否定する。

第一の論点。倒閣権否定論者が強力に依拠するフランス憲政の制度的・思想的伝統は、デュギによれば、第三「共和制」の憲法である1875年の憲法的諸法律の解釈上、先例としての特権的地位を有しない。なぜなら、これら「伝統」は、19世紀前半の立憲君主制下に形成されたものに他ならず、共和政体の諸統制制度の解釈のために用いるのは不相当とされるからである。デュギは「エロー Hello, デュヴェルジエ・ド・オーランヌの考えていた上院は、公選ではなかった。しかし、我々の元老院は全く公選の組織である。その上、このことは理解を得られることと思うが、これらの論者は、1875年に採択された法文を解釈する際の権威としては余りにも薄弱なものではなからうか。」¹⁴³⁾と指摘している。しかも、第三共和制の制憲過程は、共和派が共和政体樹立のために保守派との妥協のために、強い上院の制度化に同意していたという点で、制憲者意思が明らかに元老院の倒閣権を新体制の憲法制度として認めていたことを証拠立てている、とデュギは主張している¹⁴⁴⁾。

第二の論点。元老院の組織に関する1875年2月24日憲法的法律が倒閣権の存否如何の重大問題に関して素通りしている点に鑑みて、議会第二院たる元老院の倒閣権は第三共和制の憲法制度としては認められない、という否定

論者らの議論への反駁である¹⁴⁵⁾。倒閣権について憲法的諸法律が沈黙しているという事情は、下院についても同様であるから、この反駁は見易い道理である¹⁴⁶⁾。

第三の論点。デュギは、倒閣権を是認したとしても、上院が過度に強大化することを恐れる必要はないとする。内閣によって解散される下院と解散され得ない上院との間で、内閣に対する攻撃手段に関して形式的に対等性を認めることは、実質的には上下両院の著しい不平等性を認めることになるとのエスマンの主張に対して¹⁴⁷⁾、デュギの反論は次のようなものである。彼は、下院に支持基盤を置く内閣が上院からの支持を失った際、その内閣は辞職しなければならない、飽くまでも続投しようとする場合、執行権の長である共和国大統領は首相を罷免する義務を負うことになる、とする。この場合、新内閣が両院からの信任を受ければ危機は解決される。これに対して、新内閣が上院から信任を得るも下院からは得られなかった際は、下院の解散によって危機の解決が図られる。そして下院解散後の総選挙によって構成された新・下院が現・内閣を信任することで危機は解決される。しかし、この新・下院が解散総選挙前の下院と同じく現・内閣不信任の立場であった場合、危機は継続する。この場合、現・内閣は続投することが不可能であり、新・下院の支持する顔ぶれによる組閣が為されることになる。ここに至って上院は新・下院の支持する新たな内閣を受け容れる必要があることとなる、とデュギは見るのである¹⁴⁸⁾。結局、かかる行論の最終局面における、上院の、下院および下院の支持する内閣への「敬讓」は、上院の政治的モラルに任される。この点につき、デュギは「しかし、上院が譲らなかつたら、との仮定はありうる。私はそのような上院は叛徒であると考える。憲法がそれを適用する人々の誠実さに期待すること以外には、保障される方が考えられない場合というのは、常に生じる状況であると言える。」¹⁴⁹⁾と述べ、些か突き放した見方を採っている。

如上の否定論・肯定論の対立に関して、如何なる評価が可能であろうか。無論、1875年2月25日憲法的法律第6条第1項が「両院 *chambres*」とい

う複数形を明示的に採用している以上、エスマンら公法学壇主流の倒閣権下院限定論は、苦しい解釈を「苦勞して」¹⁵⁰⁾行っていると評価せざるを得ないのは事実である。また、「フランス憲政上の伝統」を巡る議論に関しても、それを「制憲過程」と自覚的に対比させるとき、第三共和制統治制度が伝統を存置させたか革新・放棄したかの判断は一義的に必ずしも明らかではない。所論の有効性を評するにあたって、こと下院解散権の事実上の廃用という点に論が至れば、更に問題は複雑である¹⁵¹⁾。エスマンに代表される否定論者にとっても、デュギに代表される肯定論者にとっても、下院の解散権は議論の重大な焦点であった。前者に在っては、解散権と倒閣権とは、相互にカウンターパートとして性格づけられるものであり、そうである限りにおいて上院の倒閣権を否定する論理が——議院内閣制に内在的なものとして——説得的な形で導出される。後者の議論においても、上院の倒閣権行使に対する選挙人団の民主的統制の契機として下院の解散・総選挙が不可欠の制度的前提とされていたのである。してみれば、何れの立場にとっても、5月16日事件以降の議院内閣制の跛行的展開は、それぞれの議論の説得力を大きく殺いでいる。何れの学説も、提起された時点において既に、自身の論理の一貫性を減じる現実政治動態の上で展開されなければならなかったのである。

中村教授は、理論的次元でも実践的次元でも格別の重大性を持つこの問題に関して、「内閣の両院に対する責任」と「議院の倒閣権」とが一對一で対応しているかという問題を設定したうえで、現実のフランス第三共和制政治生活が如何なる慣行の下に展開していったかを確認することで、一定の評価を結論づけている。中村教授は、1875年2月25日憲法的法律第6条第1項の「両院」規定を援用した元老院が、自らの意の儘に倒閣ができると主張していた点に関して、次のように述べている。「この主張が成り立つには少くも二つの事その前提として確認されていなくてはならない。そもそも第一に、右既定の『責任を負う』の中に、『場合によっては辞職を義務づけられる』(以下この内容を指して『辞職の義務づけ』と表記する)ということが含まれ、しかも大臣の行為に違法性のあることを要件とせず、連带的にその

ような『責任』の追及が出来るということ。第二に、右規定が、大臣たちの責任を負う相手方として、上院を含めているということである。すなわち、これを逆に、上院による倒閣を否定する者の側から見れば、彼らは自分の主張を通すのに、少くも右の二つの要件のいずれかを否定すれば良いことになる。」¹⁵²⁾ したがって、中村教授は「内閣が議院に対して負う責任」と「当該議院の倒閣権」とを一対一で対応させる理解を自明のものとしてはいない。ただし、結論としては、エスマン¹⁵³⁾、オーリウ¹⁵⁴⁾を引くことで、「議院の倒閣権」＝「辞職の義務付け」は「上院による倒閣の反対者をも含めて争いなく承認されていたわけである。」¹⁵⁵⁾と結論づけている。しかし、一方では、大臣「責任」の「原理」を「両院に対するもの」として明示的に認めつつ、他方では、それが如何に「サンクションされるか」という「制度」について指示しない1875年2月25日憲法的法律第6条第1項の曖昧さについて、当代の権威ある公法学説が必ずしも異口同音に「辞職の義務付け」を認めていた訳ではない。ラフェリエールは「この義務について述べるのは無意味である。なぜならかかる辞職義務は自然債務 *sanction naturelle* であり、政治責任に必然的なものだからである。」¹⁵⁶⁾と述べている。ドゥヴォーも、かかる憲法規定は「それについてのサンクションが内閣の義務的・法的な辞職であるとは何ら述べていない。」¹⁵⁷⁾と強調し、「辞職するという実態が存在すること、これは事実である。しかし、かかる規範は純粋な慣習なのである。」¹⁵⁸⁾としたうえで、「我が実定憲法の採る方法は、善悪の問題とは全く別の事柄、すなわち純然たる政治的時宜適合性 *pure opportunité politique* の問題なのである。しかし、次の原則は否定しえない。すなわち、元老院に対しては、1875年の制憲者たちが間違いなく元老院に対して付与するのを望んでいたであろうものよりも、より一層優越的な権力が与えられるに至っているということ、彼ら制憲者たちが創り出した議院内閣制の調和的運用に不可欠な程度よりも一層優越的な権力が与えられるに至っているということである。」¹⁵⁹⁾つまり、ドゥヴォーが示唆するように、問題に対して最終的な回答を下すのは、政治動態の実際である。

果たして、第三共和制の政治生活全般においては、数多くの内閣が、元老院による消極的表決の後で総辞職していた¹⁶⁰⁾。第三共和制の比較的初期においては、上院の倒閣権を巡る政治的紛議は、実際、しばしば観測されていた。元老院による倒閣権享受の既成事実化は、政治的紛議の中で形成されてきたものである。最初期の事例として挙げられるのが、ブルジョワ Bourgeois 内閣の総辞職である¹⁶¹⁾。1896年春の元老院における不信任決議の後、代議院の支持を後ろ盾とする同内閣は、自身の責任は下院によってのみ追及されると考え、辞職を拒否した。しかし、同内閣がマダガスカル駐屯軍の引き揚げに関する予算を要求した際、元老院はこれを奇貨として、改めて同内閣に対する不信任を表明した。元老院の態度は当然、代議院を憤激させた¹⁶²⁾。ブルジョワの後を襲ったジュール・メリーヌ Jules Méline も、代議院が直接普通選挙によって選出されている事実に依拠することで、上下両院の相違を正当化した。「確かに元老院も一般政策に対する嚮導について意思表示できる。この権限は憲法第6条が元老院に付与するところのものである。なぜなら、同条は、大臣は両院に対して責任を負うと規定しているからであり、元老院に対して、その大臣質問権 *droit d'interpellation* が疑義の対象となったことも一度としてないからである。とはいえ、このような元老院の権限はサンクションを欠落させたものである。一内閣が元老院の表決に対して抵抗しうることに疑義の余地はない。」¹⁶³⁾ 以上のような代議院における政治アクターの言説は、学界における第二院の倒閣権否定論の線に忠実に沿うものであった¹⁶⁴⁾。しかし、両院の協働がない中での統治は困難であり、元老院を敵に回した内閣は総辞職の途を選択せざるを得なかった。19世紀の末期に前例が作られたことで、その後、20世紀のフランス公法学壇は、「ブルジョワ内閣の瓦解は、元老院に対する大臣責任について、決定的な歴史的転回を記すこととなった。元老院が倒閣権を有することに関する異論はこれ以降も依然として存在し続けたものの、しかし、この事件以降、元老院が倒閣を行うようになったことは明白である。」¹⁶⁵⁾ との見方を公然と述べるようになる。倒閣権が両院によって行使される状況は、事實的領域において確立していった。

1896年の政治動態を目撃した同時代人、法学博士グリヴァス F. Grivaz は、次のように記していた。「思うに、両院が内閣を退陣させようのは、間接的な仕方によるに他ならないことが証拠立てられたのである。つまり、両院の消極的表決 *vote de méfiance* は、一切の法的サンクションを、正しく欠いている。……立法府は予算案を拒否できるし、大臣を訴追できる。後者の場合、事柄は全く異なり、問題となっているのは政治責任ではなく刑事責任である。したがって、内閣の退陣は、今再び、法規範に由来する帰結ではなく、事物の本性に由来する帰結であることが示されたのである。つまり、大臣責任は事実的問題であって、法的問題ではない。……ある内閣が両院の内何れか一院において少数派に転落した際に問われてくる事柄はただ一つである。すなわち、かかる事態に持ち堪えられるだけの強さを有していると内閣自身が判断しうるか否か、ということである。さて、明らかにこの問いかけは不信任表決が代議院から出されたときと同様、元老院から出されたときにおいても投げかけられるものである。」¹⁶⁶⁾と記している。20世紀に入ってから、1913年のアリスティド・ブリアン内閣、1925年のエドゥアール・エリオ内閣、1930年のアンドレ・タルデュー内閣、1932年のピエール・ラヴァル内閣、そして1937年、1938年のレオン・ブルム内閣らの倒閣事案において、元老院は倒閣実績を積み重ねていった¹⁶⁷⁾。1875年2月25日憲法的法律第6条第1項の「両院 *chambres*」という表記は、正にその表記の通りの現実政治上の慣行へと繋がっていった。エスマンらの主流公法学説の力説は、実際の政治過程の中でも無視し得ない意義を有していたが、しかし、上院による倒閣権否定論は、現実には力を持つに至らなかったのである。

結

糠塚康江は、「第三『共和制』憲法の制定過程で、革命の伝統に忠実な『共和制』とは別の、立憲君主制と制度的に結合する『共和制』の存在が明らかにされた」¹⁶⁸⁾ことを指摘する。つまり、糠塚の第三共和制制憲過程に対する

研究は、1793年憲法の系譜に属する「共和制」と1791年憲法の系譜に属する「共和制」が、第三共和制の制憲過程において、コミューンの「共和制」とティエールの「共和制」との抗争という形で、それぞれの存在を顕在化させた、と分析するのである¹⁶⁹⁾。そして、後者が前者を流血の末に制圧した実績は、革命とテロルの恐怖を喚起するそれとは異なる、都市ブルジョワ層と穏健王党派に受け容れ可能な「共和制」像を印象づけることで¹⁷⁰⁾、中央三派の政体決定に向けての共同歩調を——決して絶対的なものではなく、むしろカジミール＝ペリエら中央右派の一部と中央左派の結合に重要性があるが——実現ならしめた、と結論付けられるのである¹⁷¹⁾。

かようにして出来上がった共和制は、その体制の外皮・外枠において、世襲の君主が不在であるという点において立憲君主制から差別化される形で性格づけられる。そして、かかる体制の革新的性格は、外皮と内実の前例のない結合によって示されている。つまり、共和政体という外皮の下で、国家元首無答責原則と大臣責任制から構成される執行権責任システムを採用した点に、第三共和制の特質がある。体制の外皮の選択にあたって、政治的アクターを突き動かした動因が何であったかという問いに関しては、糠塚の研究は、明快な解答を与えている。1870～1875年の政治動態の中で、中道保守層に受け容れ可能な「二つ目の共和制」像が析出したからである。極右と極左の間での政治的動揺の中で安定を指向する中道右派は、視線を将来に向けて次善の選択を行ったと考えて大過はないであろう。他方で、体制の内実の選択にあたって政治的アクターを突き動かした動因が多少異なったものであった可能性を、本稿の行論は示唆することができる。まず、政治的アクターは、ここでの選択に際して、視線を将来よりも直近の過去に向けた。国家元首無答責原則を大臣衆の政治的有責原則によって裏書するというアプローチが採用される過程では、情況的対応に情況的対応が重ねられたが、そこに、1848～1870年にかけての統治形態に対する自覚的反省を見出すことは難しくない。政治的アクターが置かれていたフランス、すなわち国内は分裂し、対外的には国威を失墜させたフランスの姿は、ナポレオン3世の個人的政策

の総決算に他ならなかった。執行権の長の有責制という「共和制の論理に忠実な」共和制であった第二「共和制」が、結局、第二「帝政」に帰着した政治的趨勢の中に身を置いていた当代の政治アクターにとって、ナポレオン3世の個人的権力と個人的責任が相互補完関係にあったという事実は、「新しきフランス」の構築にあたって重く押し掛かっていた。同時代人プレヴォ・パドールの理論が新憲法の統治制度に大々的に採用されたのも、それが演繹的推論に基づく大理論家のグランド・セオリーではなく、どこまでも経験的前提を同時代人と共有する政論家による実践的提言であったからに他ならない。1875年憲法的諸法律によるフランス議院内閣制の成立は、1871年8月31日法律、1873年3月13日法律の延長線上に位置づけることによって初めて、十分に理解することができる。政務を担当する権力——責任を分散・集団化する試み（1871年8月31日法律）にせよ、「最強の弁舌者 *dictateur de la parole*」を黙らせ、議場から締め出す試み¹⁷²⁾（1873年3月13日法律）にせよ、何れも優越的政治勢力の情況的戦術として採用されたものではあるが、しかし、独任制権力の否定という強固な思念を一貫させた行動であった。

解散権の廃用をはじめ、第三共和制の統治構造の基本を形成する諸要素が、成文憲法の規律の外側で、ア・ポステリオリに形成されてきた経緯があることは周知の通りである。それ故、「フランス第三共和制以降、現在に至るまでのフランス憲法秩序の現実の有様も、政治諸力の動態を考察することでしか十分な分析は不可能である。しかし、そこで政治的拘束力をもつ憲法習律は、規律されるべき政治アクターの合意によって初めて——ときに法の規律を迂回しつつ——生み出される点で、不可避的に *droit politique* としての性質をもつ」¹⁷³⁾ことが、フランスにおける憲法習律論を論じるうえで、また、憲法の「政治法」としての性格を強調するうえで、主張される。とりわけフランス憲政史の観察から導き出される省察が、「憲法典のみに着眼する」のは「ナイーヴな憲法論」であるとの謂い¹⁷⁴⁾に対して同意を与えるのは凡そ疑いがない。ただし、歴史的形成物として「政治法」の性格を特に強く帯びる大臣責任・執行権責任の制度的規律の問題について検討してみると、第

三共和制憲法それ自体が、「成文化された憲法習律」であったことが強く示唆されるのである。1870年以降僅々5年の間に、政治アクターは「独任制執行機関の有責制の否定」「大臣衆による集团的・政治的責任」が望ましい「憲法秩序」＝「議院内閣制的共和制」を形成するという法的確信を形成した。この形成過程において、1860年以降の自由帝政が育んだ自由主義学派の思想的所産が与って力があつたことは、既述の通りである。

本稿は、第三共和制がその最初期において、憲法制度としての大臣責任制を如何なる形で構想・構築したかという問題について、その周辺も含めて素描したもの過ぎない。上述の通り、第三共和制の憲法構造が、体制の運営過程において、多分に「習律」的性格を濃くしたことに鑑みれば、体制の「原意」を探る本稿の行論に加えて、体制の「実体」を知るための、後の憲政過程に対する分析が不可欠である。また、第三共和制制憲過程を、政治アクターの情的対応の連続として描出するだけでは、憲政史的視角における適切な把握を逸することとなる。議会多数派にとって、その能力が必要であると同時に厄介であつた「最強の弁舌者」ティエールを議場から締め出すという議院内閣制的解法は、結局、2008年7月23日の第五共和制憲法改正¹⁷⁵⁾——同改正によって共和国大統領は議会に出席して発言することが可能となった——まで持続する、フランス憲政史上の伝統を形成することとなった。してみれば、本稿の行論は、更に広汎なパースペクティブの下に問題意識を再定位させたいという再論を要請するものということになる。かかる再論を他日に期しつつ、筆を擱くこととしたい。

注

- 1) 大臣弾劾制については、我が国においても既に美濃部達吉が「フランスに於いても、一七九一年の革命憲法以来、内閣の議会对する政治上の責任を認めて居た憲法である」と否とを問はず、絶えず、此の制度を認めて居る。」と指摘していた通り、むしろ第三共和制の時点においては、アメリカとは異なり「イギリスと同様に、純然たる刑事裁判」として行われる大臣責任追及形態こそが、フランスにおける古典的・正統的な法制度であつた。美濃部達吉『議會制度論』（日本評論社、1930年）325～326頁。

- 2) フランス大臣弾劾制に関する纏まった検討としては、P. Desmottes, *De la responsabilité des ministres en régime parlementaire français*, thèse LGDJ, 1968; L. Ferstel, *Histoire de la responsabilité criminelle des ministres en France depuis 1789 jusqu'à nos jours* (éd 1899), Hachette BNF, 2014, originairement éditonné par Société française d'éditions d'art, Paris en 1899; 山本桂一「フランスの司法高等法院 Haute Cour de Justice —— フランスにおける政治的裁判のための憲法的機構の考察 —— (一)(二)(三)(四・完)」国家学会雑誌第74巻第3号, 4号, 7号, 8号(1961年), 橋爪英輔「フランス憲法における閣僚裁判権——高等法院制度の展開と特徴」法学政治学論究(法律・政治・社会)第107巻(2015年)など。なお、本稿筆者も、第三共和制期の大臣弾劾制の理論と動態に関して、小論を試みたことがある。拙稿「第三共和制下高等院と『主権の権限』——フランスにおける責任追及の特殊政治的形態の観察と検討」早稲田法学会誌第65巻第1号(2014年)。
- 3) 辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』(三省堂, 2012年)59頁。
- 4) F. Hamon et M. Troper, *Droit constitutionnel*, 31^e éd., LGDJ-Lextenso, 2009, p. 392.
- 5) 以下、政治的動態に関して行論するに際して、糠塚康江「第三共和制憲法の成立と二つの『共和制』(一)」関東学院法学第2巻第1・2合併号(1993年)81~125頁を多く参考とした。
- 6) この点につき、F. Goguel, *La politique des partis sous la Troisième République*, préf. R. Rémond, Editions André Sauret, 1973, vol. I, pp. 48-49.
- 7) 768名の議員の内、400名は王党派が占めており、この保守派はレジティミスト——ブルボン王家復辟に拘る正統王朝派——とオルレアニスト——大革命の原理にさえ否定的なレジティミストの運動を非現実的な反動と考え、七月王政時点における立憲君主制の再来を唱える、中道寄りの右派——で分断されている。更に、少数だが、先行体制の残党たるボナパルティストも30議席を数えていた。もともと、200名の共和派も穏健派と急進派で分断されていた。M. Deslandres, *Histoire constitutionnelle de la France, t. III; L'avènement de la Troisième République, la Constitution de 1875*, Armand Colin-Sirey, 1937, p. 65.
- 8) J.-P. Machelon, Un exemple d'absurdité constitutionnelle: la loi du 31 août 1871 'portant que le chef du pouvoir exécutif prendra le titre de Président de la République française', in *Le nouveau constitutionnalisme, Mélanges offerts à G. Conac*, Economica, 2001, pp. 123-124.
- 9) J. Laferrière, *Manuel de droit constitutionnel*, 2^e éd., Montchrestien, 1947, p. 237.
- 10) Cité in J. Laferrière, *op. cit.*, p. 240.
- 11) 1848年憲法制定準備委員会の構成員であったトクヴィルは——トクヴィル自身の執行権責任観自体は、必ずしも明瞭ではないものの——制憲過程において、執行権の長の有責任が共和制の精髓である(対して執行権の長の無責任性が君主制のメル

- クマールである) という理解が卓越していた背景を記録している。A. de Tocqueville, *Souvenirs*, Gallimard, 1999, chap. XI, p. 240; A. de Tocqueville, *Œuvres complètes*, t. III, vol. III, *La pensée politique de Tocqueville sous la Seconde République*, Gallimard, 1990, p. 213.
- 12) P. Bastid, *Le régime d'Assemblée*, Editions Cujas, 1956, p. 220; J.-P. Machelon, *op. cit.*, p. 124.
 - 13) A. Esmein, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé*, 8^e éd., avant-propos D. Chagnollaud, LGDJ., Editions Panthéon-Assas, 2001, p. 614.
 - 14) M. Bélanger, Contribution à l'étude de la responsabilité politique du chef de l'Etat, *RDP*, 1979, p. 1292.
 - 15) P. Bastid, *op. cit.*, pp. 219–220.
 - 16) J. Laferrière, *op. cit.*, p. 241.
 - 17) Loi délibérée à Versailles le 31 août 1871, *JORF*, 3 sept. 1871, n° 245, p. 3161; M. Duverger, *Constitutions et documents politiques*, 14^e éd., PUF, 1996, pp. 169–170.
 - 18) 1871年8月31日法律第1条;「執行権の長はフランス共和国大統領の地位を有し、国民議会の権威の下において、その職が終了するに至るまで、1871年2月17日のデクレによって彼に委任された職務を行使する。」第3条;「共和国大統領は国民議会に対して責任を負う。」*Ibid.*
 - 19) 1871年8月31日法律第3条末文;「……〔共和国大統領は〕大臣を任免する。閣僚評議会議長と大臣は国民議会に対して責任を負う。——共和国大統領のアクトは、すべて一人の大臣 un ministre によって副署されなければならない。」*Ibid.*
 - 20) モーリス・デュヴェルジェ (時本義昭訳)『フランス憲法史』(みすず書房, 1995年) 112頁。
 - 21) Loi délibérée à Versailles le 13 mars 1873, *JORF*, 19 mars 1873, n° 77, p. 1897.
 - 22) 1873年3月13日法律第4条;「大臣質問は共和国大統領に対してではなく、大臣に対してのみ送付される。大臣に対して大臣質問が送付された場合、あるいは、陳情が議会に対して為されたとき、これらの大臣質問あるいは陳情が外政に関するものである場合は、共和国大統領は自身の意見を聴される権利を有する。——大臣質問あるいは陳情が内政に関するものである場合は、関係する諸行為に関して大臣のみが応答する。以上にもかかわらず、討論の開始に先立って閣僚評議会副議長によって国民議会に伝達させられた特別の議決 une délibération spéciale によって、閣僚評議会は、当該事案が政府の一般政策に関わっているものであること、それ故、共和国大統領が自身の責任をかける engager ことを宣言する。この場合、共和国大統領は第1条所定の方式において、自身の意見を聴される権利を有する。」*Ibid.*
 - 23) 1873年3月13日法律第1条;「共和国大統領は、会期劈頭における教書を除いて、演壇において大臣によって読み上げられる教書を介して国民議会と通交する。——

これにもかかわらず、共和国大統領は、自身が必要と認める場合は、教書によって自身の意図を国民議会に事前に通告したうえで、法案審議の際に国民議会において自身の意見を聴かれる。——審議は共和国大統領が出席していないところで行われる。」*Ibid.* 1873年3月13日法律によってかように規定された、共和国大統領の両院に対する教書送付権が今日に至るまで貫徹していることには注意を払うべきであろう。

- 24) 法案第1条：「フランス共和国の統治 le gouvernement de la République française は、元老院、代議院、執行権の長たる共和国大統領によって構成される。」*Projet de loi sur l'organisation des pouvoirs publics, présenté par M. Thiers, président de la République, et par M. Dufaure, garde des Sceaux, ministre de la Justice, JORF, 20 mai 1873, n° 138, Ann. n° 1779, p. 3209.* 法案の趣旨説明において、デュフォーは次のように明確に述べている。「政治形態に関する確信と深謀遠慮から、私は、フランス国家は最早共和制以外の如何なる形態も容れる余地がないことは明白なことであると考える。共和制は今日において自然且つ必要不可欠な統治である。」*Ibid.*, p. 3206.
- 25) プロイ公は次のように説明している。「諸君、私が付託し、300名以上の署名者を集めた本大臣質問は、二つの事柄に関わる。すなわち、現下の深刻な情勢において、国家を安泰なものとする揺るぎなきを有する内閣が、諸事案の先頭に立っている状態を見ることが本質問提起者にとっては必要なことであると感じられている、ということである。またすなわち、同じく大臣質問を提起せる同志議員たちが次のことを見究めるべく居ても立っても居られないでいる。すなわち、現在の内閣は、かように様変わりしてしまった訳であるが、果たして国家を安泰なるものとする揺るぎなき内閣の存する必要性、この必要性に応えるだけの内閣であると言えるか。」*Ass. nat., JORF, 23 et 24 mai 1873, n° 141, séance du 23 mai 1873, p. 3278.*
- 26) 「国民議会は5月24日の会議においてティエール氏の辞職を受理し、元帥マクマオン氏をフランス共和国大統領に選出し、氏は受け容れた。」*Ass. nat., JORF, 25 mai 1873, n° 142, séance du 24 mai 1873, p. 2305.*
- 27) 「[この7年任期法は] マクマオン元帥に対して7年を一任期として執行権を委任するものである。何れの党派も、この7年の任期の内に、自身の選択する体制を実現させるために没入することとなったのである。」*F. Hamon et M. Troper, op. cit., p. 385.* 無論、王党派間の合意で将来のフランス国王に「内定」していたシャンボール伯の非妥協的な人格によって王政復古の目論見が台無しになってしまったことは周知の通りである。
- 28) 1873年11月20日法律第1条：「本法律の公布より、執行権は7年の任期中、マジェンタ公マクマオン元帥に委任される。この権力は共和国大統領の権限において、憲法的法律が現下の条件に変更を加えるまで、現下の条件の下で行使され続け

る。」第2条：「本法律の公布より3日以内に、憲法的法律の検討のための30人委員会が、公開の会議における名簿式投票によって選出される。」

- 29) J. Laferrière, *op. cit.*, p. 250.
- 30) Ass. nat., *JORF*, 16 mai 1874, n° 133, séance du 15 mai 1874, pp. 3267–3271.
- 31) カジミール＝ペリエ提案案：「国家の不安定に対して終止符を打たんと望む国民議会は、以下の決議を採択する；制憲準備委員会は、公権力の組織と伝達 transmission に関する自身の任務に関して、その基礎に次のものを置く。第一。『フランス共和国の統治は両院と執行府の長である大統領によって構成される』とする、1873年5月19日提案案第1条。第二。1880年11月20日までマクマオン元帥にフランス共和国大統領職を委任した1873年11月20日法律。第三。憲法の一部ないし全部を正式に、憲法的法律が決する時期に改正する権利の是認。」Ass. nat., *JORF*, 20 juin 1874, n° 167, Ann. n° 2476, séance du 15 juin 1874, p. 4189.
- 32) 投票総数 664 の内、白票 31、青票 633 であった。Ass. nat., *JORF*, 24 juill. 1874, n° 201, séance du 23 juill. 1874, pp. 5171–5186,
- 33) Ass. nat., *JORF*, 22 janv. 1875, n° 21, séance du 21 janv. 1875, p. 564.
- 34) *Ibid.*, p. 565.
- 35) *Ibid.*
- 36) P. Pactet et F. Mélin-Soucramanien, *Droit constitutionnel*, 37^e éd., Sirey, 2018, p. 301.
- 37) 糠塚康江「フランス第三共和制憲法の変動——憲法の『解釈』と附属法による『創造』」阪口正二郎・江島晶子・只野雅人・今野健一編・浦田一郎先生古希記念『憲法の思想と発展』（信山社、2017年）749頁。
- 38) とりわけラプレーが提案したのは、共和国大統領と大臣の刑事責任を組織するための規定の挿入であり、かかる規定は1875年7月16日法律が全面的に採用するところとなった。法案第12条：「共和国大統領は代議院によってしか訴追され得ず、元老院によってしか裁判され得ない。——大臣はその職務の遂行に際して犯した重罪について、代議院によって訴追されうる。この場合、大臣は元老院によって裁判される。——……訴追、予審、裁判の手續に関しては法律でこれを定める。」Ass. nat., *JORF*, 10 juin 1875, n° 157, Ann. n° 3073, séance du 7 juin 1875, p. 4162.
- 39) Ass. nat., *JORF*, 10 juin 1875, n° 157, Ann. n° 3073, séance du 7 juin 1875, pp. 4160–4162.
- 40) しかし、今度は、白票 336、青票 359 という僅差であった。Ass. nat., *JORF*, 30 janv. 1875, n° 29, séance du 29 janv. 1875, p. 795.
- 41) 共和国大統領は国民議会に会合した元老院議員と代議院議員の多数 (la pluralité des suffrages) の賛成を得て、選出される。共和国大統領は任期を7年として選出される。共和国大統領は再選されることができる。」(訳文は、辻村・糠塚・前掲注3,

- 57～58頁に拠った) Ass. nat., *JORF*, 30 janv. 1875, n° 29, séance du 19 janv. 1875, pp. 795–796. ヴァロン修正が全くの僅差, 352 対 353 で可決されたことは周知の通りである。Ass. nat., *JORF*, 31 janv. 1875, n° 30, séance du 19 janv. 1875, p. 836.
- 42) もっとも, 同修正が通ったのは, それが直接的・明示的な共和政宣言を避けていたからだと見るのが適切だとする見方もある。J. Laferrière, *op. cit.*, p. 253.
- 43) Ass. nat., *JORF*, 4 févr. 1875, n° 34, séance du 3 févr. 1875, pp. 932–934.
- 44) 辻村・糠塚・前掲注 3, 62 頁。
- 45) 同上 61 頁。
- 46) 糠塚・前掲注 5, 83 頁。
- 47) 辻村・糠塚・前掲注 3, 59 頁。
- 48) A. Esmein, *op. cit.*, pp. 790–791; L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, 3^e éd., Albert Fontemoing, t. IV, 820.
- 49) *JORF*, déb. parl., 17 mai 1877, n° 134, pp. 3686–3690.
- 50) 1875年2月25日法律第3条第6項;「共和国大統領の各行為は, 大臣によって副署されなければならない。」訳文は辻村・糠塚・前掲注 3, 243 頁に拠った。
- 51) N. Havas, *La responsabilité ministérielle en France, Contribution à une approche historique des responsabilités politique et pénale des ministres de la Révolution de 1789 à la Ve République*, thèse, Dalloz, 2011, pp. 436–437.
- 52) A. Esmein, *op. cit.*, p. 791; J. Laferrière, *op. cit.*, p. 775.
- 53) 宮澤俊義「プレヴォ・パラルドルの議会思想」『憲法と政治制度』(岩波書店, 1968年) 151～152 頁。
- 54) 時本義昭『フランス近代憲法理論の形成——ロッシからエスマンへ——』(成文堂, 2018年) 131 頁および 143 頁注 56。
- 55) L.-A. Prévost-Paradol, *La France nouvelle*, Michel Lévy frères, 1868, préface, pp. VI–VII.
- 56) *Ibid.*, préface, pp. VII–VIII.
- 57) この点に関し, G. Sacriste, *La République des constitutionnalistes*, Presse des Sciences Po, 2011, p. 99.
- 58) L.-A. Prévost-Paradol, *op. cit.*, p. 115.
- 59) 「議院内閣制における責任 responsabilité parlementaire は, 執行権の名義人 titulaire du pouvoir exécutif とその閣僚とに同時に宿ることはできない。現実には, 一方が他方を排するのである。」A. Esmein, *op. cit.*, p. 614.
- 60) 例えば, ロワイエ・コラルルは, 復古王政期の議会演説 (CD, AP, 2^e série, t. XVI, séance du 30 mars 1816, p. 756.) において「ここフランスにおいて恰もイギリスのように, 内閣が, 普遍かつ恒常的な多数派を握っている必要があるという風には思われない。……我々にとっては, 内閣は全面的に国王の掌握するものであり, 予算

のために新たな法律の必要性が認められるとしても、両院との協働が必要ということにはならない。さて、多くの法律が作られている国においては、新たな法律が必要不可欠な場合というのは殆ど形而上的・観念的な発想である。」と述べ、能動的・超然的な国王が大臣を用いて統治を行うモデルを主張、イギリス流の議院内閣制に露骨な嫌悪感を示している。また、ギゾーもほぼ同時期に、「意欲し、行動するのは国王であり、国王のみが意欲する権利を持ち、行動する権利を持つ。」と説いていた。F. Guizot, *Du gouvernement représentatif et de l'état actuel de la France*, Maradan, 1816, p.39. 何れの教説も「国王の身体は不可侵且つ神聖」(1814年憲章第13条)という大前提の上に立ち、議会制の実勢の運行についてあるべき姿を説くものに他ならない。

- 61) L.-A. Prévost-Paradol, *op. cit.*, pp. 116–119.
- 62) ただし、1791年憲法第2章第1節が、憲政史上数少ない例外を示している。同節では、国王が憲法に対して宣誓せず、あるいは宣誓を撤回した場合(第5条)、国王が軍隊の長となり、あるいは国王の名で為されるこの種の企てに反対しなかった場合(第6条)、国王が出国し、立法府の呼びかけの後、一定期間内に帰国しなかった場合(第7条)、国王は王位を放棄したものと見做される、という規定を置いており、国王に対して一定の憲法尊重擁護義務を課している。この点につき、「フランス公法における国家元首の責任形式の基礎づけに関する萌芽期において、三つの重大な例外が投げかけられた。」との指摘が為されている。Ch. Euzet, *Les fondements doctrinaux de la protection des pouvoir constitués*, Ph. Ségur (dir.), *La protection des pouvoirs constitués: chef de l'Etat, ministres, parlementaires, juges*, Bruylant, 2007, p.32.
- 63) L.-A. Prévost-Paradol, *op. cit.*, p. 121.
- 64) 1848年憲法制定過程において、制憲準備委員会は、その第二次憲法草案の趣旨説明において、「執行権の濫用に対しては、執行権者を任期付きの者とすることによって、そして有責の者とすることによって、憲法は備えている。」として、国家元首有責原則を強調しており、政治責任原理と政治権力原理が相互増幅の関係にあることは意識されていない。F. Luchaire, *Naissance d'une Constitution: 1848*, Fayard, 1998, Ann. II, p. 208.
- 65) 例えば、樋口陽一「強い行政府のフランス型構造」『議会制の構造と動態』(木鐸社、1973年)175頁。同『議会議までの民主主義』と『行政権までの民主主義』『現代民主主義の憲法思想——フランス憲法および憲法学を素材として——』(創文社、1977年)225頁。
- 66) J.-E. Gicquel, *Les idées constitutionnelles de Prévost-Paradol*, *La Revue Administrative*, 53^e Année, N° 316 (JUILLET-AOÛT 2000), p.396.
- 67) 宮沢・前掲注53, 164~165頁。

- 68) ヴィクトール・ド・ブロイ公の政治思想に関する研究としては、参照、J.-P. Machelon, *Victor de Broglie et les Vues sur le Gouvernement de la France*, in L. Jaume (dir.), *Coppet, creuset de l'esprit libéral. Des idées politiques et constitutionnelles du groupe de Madame de Staël*, Assoc. française des constitutionnalistes, Assoc. française de science politique, colloque des 15 et 16 1998, Economica, PUAM, 2000, pp. 187–198.
- 69) 「1875年のフランス憲法が国家元首に付与したところの諸権力を精査してみると、同憲法はブロイ公の思惟を忠実に適用せんと欲していたようである。」M. Dendias, *Le renforcement des pouvoirs du chef de l'Etat dans la démocratie parlementaire*, Editions de Boccard, 1932, p. 54.
- 70) V. de Broglie, *Vues sur le Gouvernement de la France*, publié par son fils A. de Broglie, 2^e éd., Michel-Lévy frères, 1872.
- 71) *Ibid.*, p. 233.
- 72) *Ibid.*, pp. 233–234.
- 73) *Ibid.*, p. 234.
- 74) J.-P. Machelon, *Victor de Broglie et les Vues sur le Gouvernement de la France*, *op. cit.*, p. 192.
- 75) L.-A. Prévost-Paradol, *op. cit.*, pp. 123–124.
- 76) *Ibid.*, p. 126.
- 77) この点に関し、拙稿「七月王政期における憲政と大臣責任制の諸相」南山法学第42巻第1号（2018年）46～50頁。
- 78) フランスにおける議院内閣制の成立過程に関しては、その導入時期をブルボン復古王政期に求め、成立時期を七月王政期に求めるのが概ね通説的見解と言えよう。G. Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 18^e éd., 1977, p. 326.; 宮沢俊義「議院内閣制のイギリス型とフランス型」前掲注53『憲法と政治制度』66～67頁。
- 79) V. de Broglie, *op. cit.*, pp. 247–248.
- 80) A. Esmein, *op. cit.*, p. 812.
- 81) J.-P. Machelon, *Victor de Broglie et les Vues sur le Gouvernement de la France*, *op. cit.*, p. 192.
- 82) Ass. nat., *JORF*, 22 févr. 1873, n° 52, séance du 21 févr. 1873, p. 1286.
- 83) Ass. nat., *JORF*, 20 nov. 1873, n° 318, séance du 19 nov. 1873, p. 7080.
- 84) Ass. nat., *JORF*, 22 févr. 1873, n° 52, séance du 21 févr. 1873, p. 1286.
- 85) M. Morabito, *Histoire constitutionnelle de la France (de 1789 à nos jours)*, 15^e éd., LGDJ-Lextenso, 2018, p. 317.
- 86) 1875年2月25日法律第1条；「立法権は、代議院と元老院の両院によって行使さ

れる。——代議院は、選挙法の定める条件により、普通選挙によって選出される。

——元老院の構成、任命方法および権限は、特別法によって定められる。」同法律第2条；「共和国大統領は、国民議會に会同した元老院および代議院による投票の絶対多数で選出される。大統領の任期は7年である。大統領は再選されることができない。」訳文は辻村・糠塚・前掲注3, 242~243頁に拠った。

- 87) 1875年2月25日法律第3条；「共和国大統領は、両院の議員とともに、法律発議権を有する。共和国大統領は、法律が両院によって議決されたときに公布する。共和国大統領は法律の執行を監督し、確保する。——共和国大統領は恩赦権を有する。特赦は法律によらなければ認められない。——共和国大統領は、軍隊を統帥する。——共和国大統領は、すべての文武官を任命する。——共和国大統領は国家の儀式を主宰する。外国の使節および大使は、共和国大統領宛ての信任状を上呈する。——共和国大統領の各行為は、大臣によって副署されなければならない。」訳文は辻村・糠塚・前掲注3, 243頁に拠った。
- 88) 1875年7月16日憲法的法律第1条, 第2条。
- 89) V. de Broglie, *op. cit.*, pp. 247-248.
- 90) 1875年7月16日憲法的法律第6条；「共和国大統領は、教書により両院と連絡する。教書は、大臣により演壇で読み上げられる。——大臣は両院に出席し、求めるときは意見を述べるができる。大臣は、特定の法案の審議のために、共和国大統領のデクレによって指名された委員により補佐されることができる。」訳文は辻村・糠塚・前掲注3, 245頁に拠った。
- 91) Joseph-Barthélemy et P. Duez, *Traité de droit constitutionnel*, Editions Panthéon-Assas, 2004, p. 616.
- 92) 1875年2月25日法律第5条；「共和国大統領は、元老院の同意に基づいて、代議院を任期満了前に解散することができる。——前項の場合、選挙人団が新しい選挙のために3カ月以内に招集される。」訳文は辻村・糠塚・前掲注3, 243頁に拠った。
- 93) 代議院議員選挙に関する1875年11月30日の組織法律。L. Duguit, H. Monnier, R. Bonnard et G. Berlia. *Les Constitutions de la France et les principales lois politiques depuis 1789*, 7^e éd., LGDJ, 1952, pp. 301-305.
- 94) F. Hamon et M. Troper, *op. cit.*, p. 390. 元老院議員選挙に関する1875年8月2日の組織法律に関しては, *Ibid.*, pp. 296-301.
- 95) この点につき, 新井誠「フランス憲法における両院制」『比較憲法学研究』第18・19号合併号(2007年)32頁。
- 96) この点に関しては, A. Esmein, *op. cit.*, p. 983; Joseph-Barthélemy et P. Duez, *op. cit.*, p. 736.
- 97) 1875年2月25日法律第8条；「両院は、自発的にまたは大統領の要請に基づいて、各別に審議して絶対多数の議決により、憲法を改正すべきであると宣する権利

を有する。——両院の一方が前項の決議を行った後、両院は憲法を改正するために国民議会に集会する。——全面的であれ部分的であれ、憲法的法律の改正に関わる審議は、国民議会の構成員の絶対多数で議決されなければならない。——前項にもかかわらず、1873年11月20日の法律によってマクマオン元帥に権限が委任された期間は、共和国大統領の提案に基づかなければ憲法的法律の改正を行えない。」訳文は辻村・糠塚・前掲注3, 243頁に拠った。

- 98) 1875年2月25日法律第6条。
- 99) 概ね、『新しきフランス』の第3章「公選の国民議会あるいは第二院について」、第4章「上院あるいは第一院について」に示された統治制度構想を参照。L.-A. Prévost-Paradol, *op. cit.*, pp.85-114.
- 100) プレヴォ・パダドルは、各院に要請される議員数に関し、理由を敷衍したうえで、具体的には、代議院議員数に関し「600名」程度が妥当 (*Ibid.*, pp.85-86.)、元老院議員数に関し「300名」程度で問題ないとする (*Ibid.*, pp.109-112.)。
- 101) *Ibid.*, p.112.
- 102) *Ibid.*, pp.104-106.
- 103) *Ibid.*, p.105.
- 104) *Ibid.*
- 105) 1875年2月25日法律第5条。
- 106) 元老院組織法律が1875年の3箇憲法的法律の中で最初に議決されたことから、制憲過程における元老院重視は明らかである。糠塚・前掲注37, 746頁。また、国家元首による下院解散における上院の必要的同意の制度については、それが執行府と立法府の対立を仲裁する作用を持つ等、経験的信念に基づく効果効能の意義づけが為されることがあったにしても、やはり「各派がその実現を目指す政体にとって……いかなる意義を有するか」という戦略的・戦術的企図こそが本質的に重大であった。長谷部恭男「解散権の役割(一)——フランス憲法史を素材として——」学習院大学法学部研究年報第19号(1984年)246~249頁。
- 107) 糠塚・前掲注37, 746頁。
- 108) L. Duguit, *Manuel de droit constitutionnel: théorie générale de l'État, le droit et l'État, les libertés publiques, l'organisation politique de la France*, 4^e éd., E. de Boccard., 1923, p.203.
- 109) A. Esmein, *op. cit.*, p.811.
- 110) Joseph-Barthélemy et P. Duez, *op. cit.*, p.707.
- 111) A. Esmein, *op. cit.*, pp.811-812.
- 112) かような事情に関しては、以下を参照。M. Hauriou, *Précis de droit constitutionnel*, 2^e éd., Sirey, 1929, pp.414-415; L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel, t. IV: L'organisation politique de la France*, 2^e éd., Albert Fontemoing, 1924, p.850; J. Lafer-

- rière, *op. cit.*, p. 777; P. Pactet et F. Mélin-Soucramanien, *op. cit.*, p. 312; F. Hamon et M. Troper, *op. cit.*, pp. 404–405; J. Gicquel et J.-E. Gicquel, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 32^e éd., LGDJ-Lextenso, 2018, p. 523.
- 113) Joseph-Barthélemy et P. Duez, *op. cit.*, p. 707.
- 114) A. Esmein, *op. cit.*, p. 155.
- 115) J. Laferrière, *op. cit.*, p. 778.
- 116) N. Havas, *op. cit.*, p. 441.
- 117) Joseph-Barthélemy, *Le rôle du pouvoir exécutif dans les Républiques modernes*, Giard et Brières, 1906, p. 155.
- 118) Sénat, *JORF*, déb. parl., 14 mars 1890, séance du 13 mars du 13 1890, pp. 257–268.
- 119) CD, *JORF*, déb. parl., 18 févr. 1930, n° 25, séance du 17 févr. 1930, pp. 770–773.
- 120) R. Mothes, La démission de M. Louchet, ministre des Finances, *RDP*, 1926, pp. 451–465.
- 121) 「〔内閣は〕議院内閣の基礎に存するところの、集团的責任と個人的責任の区別について等閑視したのである。……さて、エリオ内閣、パンルヴェの二度にわたる内閣は、予算問題によって崩壊した。予算問題、これは正しく躓きの石であり、全ての内閣にとっての致命的問題である。ブリアン内閣は自ら答えを出す以外に仕様がなない。」 *Ibid.*, p. 459.
- 122) L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, *op. cit.*, t. IV, p. 849.
- 123) なお、イギリス憲政でもほぼ同様の消息が知られている。I・ジェニングス（榎原猛・千葉勇夫訳）『新訂 イギリス憲法論』（有信堂高文社、1981年）155～158頁。
- 124) 例えば、P. Avril, *Essais sur les partis*, LGDJ, 1986, p. 169.
- 125) 戦間期フランスにおける「国家改革論」の実践動向の中で、首相職の制度化は、理論・実践両面における重大な課題であった。当事者による主張と、アカデミズムによる検討としては、以下を参照。G. Doumergue, *Discours à la nation française*, Denoël et Steele, 1934; Joseph-Barthélemy, La Constitution Doumergue, *Rev. pol. parl.* 1934, pp. 225–248; S. Pinon, *Les réformes constitutionnelles des années trente. Aux origines de la Ve République*, thèse Tours, 2002, LGDJ, 2003.
- 126) 糠塚・前掲注 37, 747 頁。
- 127) P. Laffitte, La vraie Constitution de 1875, *RDP*, 1896, p. 90.
- 128) 時本・前掲注 54, 197～200 頁。
- 129) 中村英「議会第二院による倒閣について——第三共和制フランスでの大臣責任論の対立——」法学第 44 巻第 4 号（1980 年）546～572 頁。
- 130) 同上, 547 頁。
- 131) エスマンによるこの点に関する集中的行論として、A. Esmein, *op. cit.*, pp. 815–839; M. Hauriou, *op. cit.*, p. 366; Joseph-Barthélemy et P. Duez, *op. cit.*, pp. 708–712.

- 132) 肯定説の主たるものとして、L. Duguit, *Le Sénat et la responsabilité politique du ministère*, *RDP*, 1896, p.426; F. Moreau, *Chronique constitutionnelle et parlementaire*, *RDP*, 1898, p.80; J. Devaux, *Le rôle du Sénat et la responsabilité du Ministère sous le régime des lois constitutionnelles de 1875*, *RDP*, 1925, pp.653–674.
- 133) M. Hauriou, *op. cit.*, p.366.
- 134) Joseph-Barthélemy et P. Duez, *op. cit.*, p.711.
- 135) A. Esmein, *op. cit.*, p.818.
- 136) V. de Broglie, *op. cit.*, p.297.
- 137) L.-A. Prévost-Paradol, *op. cit.*, p.112.
- 138) A. Esmein, *op. cit.*, p.825.
- 139) N. Havas, *op. cit.*, p.443.
- 140) A. Esmein, *op. cit.*, pp.824–825.
- 141) Joseph-Barthélemy et P. Duez, *op. cit.*, p.711.
- 142) オーリウもまた、元老院の不可解散性を以て大臣責任制度における上下両院の対等性を否認する論拠としている。M. Hauriou, *op. cit.*, p.366, notes 21–22. 同箇所におけるオーリウの所論は、議会第二院に対して第一院との対等性を認めるとともに第二院の解散性を規定するチェコスロヴァキア憲法を引用して説得的である。
- 143) L. Duguit, *Le Sénat et la responsabilité politique du ministère*, *op. cit.*, p.427.
- 144) *Ibid.*, pp.428–430. また、この点につき詳論するものとして、中村・前掲注 129, 557～558 頁。
- 145) *Ibid.*, p.431, 中村・同上 556 頁。
- 146) 「かかる論証の弱点は、代議院に関して注目するときに明らかとなる。すなわち、内閣にそれに対する政治責任の原則が何ら規定されていないという点では、代議院についても事情は同じなのである。」J. Devaux, *Le rôle du Sénat et la responsabilité du Ministère sous le régime des lois constitutionnelles de 1875*, *op. cit.*, p.661.
- 147) このエスマンの論に関しては、彼の『綱要 *Eléments*』の第二版, Esmein, *Eléments de droit constitutionnel français et comparé.*, 2^e éd., p.585.
- 148) L. Duguit, *Le Sénat et la responsabilité politique du ministère*, *op. cit.*, p.433.
- 149) *Ibid.*
- 150) 中村・前掲注 129, 554 頁, 脚注 12.
- 151) この点に関しては、中村・同上 556～557 頁, 560 頁。
- 152) 中村・同上 547～548 頁。
- 153) A. Esmein, *op. cit.*, 5^e éd., p.734.
- 154) M. Hauriou, *op. cit.*, pp.414–416.
- 155) 中村・前掲注 129, 548 頁。
- 156) J. Laferrière, *op. cit.*, p.775.

- 157) J. Devaux, *Le rôle du Sénat et la responsabilité du Ministère sous le régime des lois constitutionnelles de 1875*, *op. cit.*, p. 656.
- 158) *Ibid.*
- 159) *Ibid.*, p. 670.
- 160) 「……元老院はこの執行府統制の技術を使わずにはいられない。元老院は、敵対的表決によって、あるいは内閣からその政策遂行のための手段を奪ったりして、代議院議員たちの信任を享受している政府を辞職させるに至る。このようにして元老院は、1896年にはレオン・ブルジョワ内閣を、1913年にはアリストイド・ブリアン内閣を、1925年にはエドゥアール・エリオ内閣を、1930年にはアンドレ・タルデュール内閣を、1932年にはピエール・ラヴァール内閣を、そして1937年、1938年にはレオン・ブルム内閣を、崩壊させてきた。」A. Laquièze, *L'Histoire du bicamérisme en France*, *Rev. pol. parl.* 2000, p. 19.
- 161) ブルジョワ内閣の退陣に関しては、L. Duguit, *Le Sénat et la responsabilité politique du ministère*, *op. cit.*, p. 433; Joseph-Barthélemy et P. Duez, *op. cit.*, p. 709; 中村・前掲注 129, 549～550 頁。
- 162) 「代議院は、如何なる議院にも劣後しないという理論は疑いの余地のないものである。……二院制の存在する国家においてさえ、政治における一般的嚮導が属するのは下院であり、それ故、内閣の進退を決する権が属するのも下院ということになるのである。」CD, *JORF*, *déb. parl.*, 1^{re} mai 1896, séance du 30 avr. 1896, pp. 752–753.
- 163) *Ibid.*, p. 760.
- 164) この問題野における学界と政治生活との相互影響に関して指摘するものとして、中村・前掲注 129, 549 頁。
- 165) L.-L. Hubert, *Les ministres devant le Sénat*, *La Revue de Paris*, 1^{re} avr. 1931, p. 634.
- 166) F. Grivaz, *Le Sénat et la responsabilité ministérielle*, *Revue critique de législation et de jurisprudence*, t. 25, 1896, pp. 194–195.
- 167) この点に関し、中村・前掲注 129, 564～565 頁。なお、これら諸内閣が左右両翼にわたる顔ぶれである点に着目し、中村は、M.-H. Fabre, *Principes républicains de droit constitutionnel*, 3^e éd., 1977, pp. 181–182 を引き、元老院の中道的政策が代議院の横揺れの中で相応の支持を受けていたことが上院倒閣権の存立の秘訣となり、延いては、一院制を規定した当初の草案を中絶させ、第四共和制において両院制が存置される遠因ともなつたと指摘している。
- 168) 辻村・糠塚・前掲注 3, 62 頁。
- 169) 糠塚康江「第三共和制憲法の成立と二つの『共和制』(二・完)」*関東学院法学第 3 巻第 1 号* (1993 年) 99～101 頁。
- 170) 糠塚・前掲注 5, 94 頁。

- 171) 同上 104～106 頁。
- 172) J.-P. Machelon, un exemple d'absurdité constitutionnelle, *op. cit.*, p. 133.
- 173) 赤坂幸一「憲法習律論とフランス憲法学」曾我部真裕・赤坂幸一編・大石眞先生
還暦記念『憲法改革の理念と展開（上巻）』（信山社，2012年）748頁。
- 174) 同上 749 頁。
- 175) 2008年7月23日憲法的法律は、共和国大統領の教書送付権を規定する1958年憲
法第18条第1項の規定を補足する第2項で、教書朗読に係る両院合同会議として招
集された国会に出席・発言できることを規定した。同憲法改正による大統領権限の
伸長には、大統領は自身の演説の後に後続しうる討論への出席権を持たないこと、
大統領演説は如何なる採決の対象ともされないこと、の二点において限界づけられ
ている。この限界は、改革を第五共和制の体制内在的なものに留めるために付さ
れたものであり（Rapport de la Commission Balladur: libres propos croisés de P.
Mazeaud et O. Schlameck, *RDP*, 2008, p. 11.），1848～1870年のボナパルティスム体
験の精神的後遺症がここでも規定的である。かかる精神的後遺症は深甚であり、か
かる限界を付されたにしても、同改正は、体制における大統領中心主義を懸念され
る程度にまで強化しかねないとして学説からの批判が提起されている。例えば、M.
Verpeaux, L'article 7. La mort inachevée du 'cerémonial chinois', *LPA*, 14 mai 2008,
n° 97, p. 29.

〔付 記〕 本稿は、JSPS 科研費 JP19K13503 の助成および2019年度南山大学パッ
へ研究奨励金 I-A-2（特定研究助成・一般）に基づく研究成果である。